

議 事 日 程 (第 4 号)

令和2年3月6日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第 6号 令和2年度遊佐町一般会計予算

日程第 3 議第 7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議第 8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

日程第 5 議第 9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

日程第 6 議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算

日程第 7 議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件

日程第 9 議第13号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の設定について

日程第10 議第14号 遊佐町中小企業・小規模企業振興条例の設定について

日程第11 議第15号 遊佐町水難救護所設置条例を廃止する条例の設定について

日程第12 議第16号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第17号 遊佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第18号 遊佐町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第19号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第20号 遊佐町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第21号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議第24号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議第25号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議第27号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議第28号 遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

- 日程第25 議第30号 財産の無償貸付けについて
日程第26 議第31号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
日程第27 議第32号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について
日程第28 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本間知広君	2番	那須正幸君
3番	佐藤俊太郎君	4番	佐藤光保君
5番	齋藤武君	6番	松永裕美君
7番	菅原和幸君	8番	赤塚英一君
9番	阿部満吉君	10番	高橋冠治君
11番	斎藤弥志夫君	12番	土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	堀修君	企画課長	高橋務君
産業課長	佐藤啓之君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	中川三彦君	町民課長	高橋晃弘君

会計管理者	佐藤光弥君	教育長	那須栄一君
教育委員会	高橋善之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員会	石垣ヒ口子君	選挙管理委員会	池田龍介君
委員長		委員長職務代理者	
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林工リ 書記 船越早苗

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、石垣ヒ口子選挙管理委員会委員長が午前中、所用により欠席のため、池田龍介委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日の3月5日に引き続き一般質問を行います。

4番、佐藤光保議員。

なお、4番議員から質問時間以内に水分補給をしたいとの申出がありましたので、これを許可いたしました。報告をいたします。

4番（佐藤光保君） おはようございます。日本共産党の佐藤光保でございます。

早速質問に入らせていただきます。持続可能な開発目標、SDGs、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、この言葉時々耳にしませんか。これは、2015年の国連総会で193か国の全会一致により採択された国際目標です。2030年に向けて世界が合意した行動計画です。17の大きな目標があり、さらに169の具体的な目標、ターゲットで成り立っています。17の目標です。貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう、安全な水とトイレを世界中に、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、働きがいも経済成長も、産業と技術革新の基礎をつくろう、住み続けられるまちづくりを、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさも守ろう、平和と公正をすべての人に、パートナーシップで目標を達成しよう、以上17でございます。

紛争や戦争、温暖化、貧富の格差など、地球規模の課題にみんなが危機感を共有し、世界を変えるとい

う高い目標を掲げ、途上国も先進国も、大企業も個人も、地球上に住む全ての人が一丸となって取り組むことを決めたのです。誰一人取り残さないが合い言葉です。人口減少など自治体が抱える課題の解決は、この国連が掲げる17項目の持続可能な開発目標の達成への取組の考え方と一致しており、遊佐町としても取り組む意義があると思うが、いかがでしょうか。

その5番目の目標にジェンダーの平等を達成し、全ての女性及び少女の能力強化を行うことを掲げるとともに、さきに述べた17全ての目標にジェンダーの視点を据えることが強調され、ジェンダー平等はあらゆる問題を前向きに解決する上で欠かせない課題と位置づけられました。そもそもジェンダーとは何か、男女平等と違うのかという疑問があると思います。ジェンダーとは、社会が構成員に対して押しつける女らしさ、男らしさ、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指し、一般には社会的、文化的につくられた性差、性別的な差異と定義されていますが、それは決して自然にできたものではなく、人々の意識だけの問題でもありません。時々の支配勢力が市民を支配、抑圧するために、政治的に作り、歴史的に押しつけてきたものにほかなりません。例えば職場で、女は妊娠、出産があるから正規で雇われないのは仕方ない、男は会社に尽くし、妻子を養って一人前といった規範を押しつけることで、女性も男性も過酷な条件の下に縛りつけてきたのがジェンダー差別であります。男女平等は引き続き達成すべき重要な課題ですが、法律や制度の上で一見男女平等となったように見える社会においても、女性の社会的地位は低いままであり、根深い差別が残っています。多くの女性が非正規で働き、政治参加が遅れ、自由を阻害され、暴力にさらされ、その力を発揮することができていません。その大本にあるのがジェンダー差別であります。

ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野で真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで男性も女性も多様な性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるようになる社会を目指すということであると考えます。

このことについて所見をお伺いし、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。第534回遊佐町議会、一般質問、2日目、佐藤光保議員の質問、大変大きな規模、視点でのSDGsの取組という質問いただきました。非常にうれしく思っております。同級生からこんないい質問が来るとは思っておりませんでしたので、心しっかりと気合いを入れて答弁をさせていただきます。

SDGsは、2015年、平成27年9月に国連サミットで全会一致で採択された誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範な課題を総合的に解決していくための開発目標であると伺っています。貧困、教育、経済成長、地球環境など、17の目標を設定し、取り組むもので、政府も、あらゆる人々が活躍する社会の実現、健康・長寿の達成、成長市場の創出、地域活性化、循環型社会など、8つの優先課題を選定し、取り組んでいくこととしております。先ほど17の目標については、議員がこの演壇上でお話ししたとおりであります。

一方、我が町では、平成27年に策定したまち・ひと・しごと遊佐町総合戦略の5か年の計画期間終了に伴い、次期総合戦略の策定作業に取り組んでおりますが、この総合戦略策定には昨年12月に閣議決定された国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、策定するよう求められております。いわゆるS

SDGsの視点もしっかりと戦略に入れるようにという指示が来ておりますので、それに基づいて、この国の第2期総合戦略に基づいて、追加された横断的目標の中に、持続可能な町づくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たってのSDGsの理念に沿って進めることがこれから政策の全体の最適化、地域課題の解決の加速と相乗効果が期待できるとうたわれておるところであります。

本町でもこの世界共通の目標となるSDGsの理解を深め、SDGsの観点を反映させる総合戦略を策定し、取り組むことでSDGsの実現に貢献していきたいと考えております。2019年、昨年6月26日、環境自治体会議における遊佐町での環境マネジメントシステム、いわゆるLASEの研修でもESD、持続可能な開発のための教育とよりよい世界に向けてのSDGsの取組、17のゴール、169のターゲットについて、既に環境自治体会議の環境政策研究所、小澤はる奈理事長より来庁いただき、研修会をこの議場において開催をしているところであります。

第2次遊佐町男女共同参画計画、男女(みんな)のプランを策定するとともに、遊佐町総合戦略においても審議会及び委員会等の女性委員の比率をそれぞれ30%、20%という目標数値を設定し、取り組んできました。令和元年度においては、女性委員の比率は、審議会29.3%、委員会等では17.2%という実績となっております。今後も各委員への積極的な女性登用をお願いしていきたいと考えております。ただ、女性の活躍という点におきましては、改選前の遊佐町議会においては副議長と常任委員長が女性でありました。12人の中の遊佐町議会の中で。また、現在まちづくり協会会長に女性がお一人、区長会の会長も女性が1人、そして選挙管理委員長も女性でありますし、社協の会長、そして現在は議選の監査も女性になっております。また、民生児童委員を見ればまさに女性の活躍という形ですから、これらがもう自然の流れになってきていると、我が町では、そんな思いをしております。

また、男女共同参画社会の実現を目指す上でも、女性の社会進出については女性だけで議論するのではなく、男性も一緒に議論する必要があると考えております。SDGs、いわゆる国際社会におけるジェンダーフリーに関して2番目の質問でありました。153か国へのうち実は日本の順位はどれぐらいなのかというと、121位という現状だそうであります。ジェンダーフリーに関しては、なかなか日本のポジションがG7、先進7か国のうちでは最低という数字が示されております。けれども、その主たる原因は何であるかと考えますときに、実は男性の世界一長い労働時間が考えられるという見方も示されている中で、あらゆる分野において女性が活躍できるように希望に応じたきめ細かな支援を充実させていく必要があると考えておりますが、そうした対応の中で政策・方針決定過程への女性の参画推進など、女性が能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりにつながるものと考えております。

以上であります。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) どうもありがとうございました。今ジェンダーの平等の世界における順位というものご説明いただいたわけですが、これは後ほど私取りあえずはSDGs全体の話を上申したいと思っております。このあれについての私の補足の説明は後ほどいたします。

SDGsの関係でもう一つ。今のジェンダーギャップのあれはとても有名な話ですけども、もう一つこんなこともありましたので、お知らせいたします。子供の繁栄、日本は7位という記事であったのですが、世界保健機関とユニセフの調査によりますと、180か国の18歳以下の子供について子供の繁栄指数と

いうのをランキングづけしたのです。そうすると、それによると日本は7位ということだったのですが、ところがこれにはただし書がついていまして、子供の将来に重要な影響を及ぼす気候変動への対応を図るため、1人当たりの二酸化炭素排出量などを基準にまとめた持続可能性ランキングでは日本は159位、米国173位、韓国166位など、他の高所得国も軒並み低い順位になりました、こういう記事であります。SDGsの観点で見ると、子供の繁栄ということについても将来それが持続可能なのかということで考えると、こういった結果になっておるといことです。

それで、私このことを質問しようと思立ったときに、我が町ではSDGsはどうなっているのだろうと思ってネットで検索してみました。ホームページを検索いたしましたら、SDGsで2件ヒットいたしました。そのうちの1件は、これは私も忘れておったのですが、去年の12月に議会で採択しました次期食料・農業・農村・基本計画に関する意見書、これがこの中に、本当SDGsという言葉だけですが、載っております。これが1つと、あともう一つ、町の広報、本当これは最近の広報ですけれども、2月1日付の広報に遊佐高等学校で総合的な探究の時間へ向けて、地域版SDGs講座というのをやったということが載っております。この2件が載っております。いや、少ないなと思って考えまして、検索のワードがよくないのかと思って、SDGsというのがあまり一般的でないからかなと思って、持続可能な開発目標という今度はワードで検索してみました。すると、何と96件も出てきたのです。それで、ええ、何でこんなに出てくるのだろうと思ってつらつらと見ると、持続可能という言葉が町のいろんなところで使われていて、それでヒットしてきたようです。このとおり持続可能という言葉が今、遊佐町に限らないと思いますけれども、とてもいつも使われるキーワードみたいになっているのではないかなというふうに考える次第です。

それで、町長の施政方針があったわけですが、あの中に随分と計画という言葉が出てくるものですから、私ちょっと数えてみたのです。町にはこんなやっぱりすごい計画というものがある、いろんな計画があるなということの数えてみました。そしたら、今町長もおっしゃいましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョン、それから遊佐町総合発展計画、第8次遊佐町振興計画、第2次定住促進計画、第2期子ども・子育て支援事業計画、第8期介護保険事業計画、水循環保全計画、遊佐町エネルギー基本計画、遊佐町一般廃棄物処理基本計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道施設耐震化計画、遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画、第2次遊佐町教育振興基本計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、施政方針の中だけで14本の計画が出ております。これ中で一部重複しているのもあるのかもしれないのですけれども、私が見た限りではそのように見ました。それで、最後に述べた2つの生涯学習推進計画とスポーツ推進計画のところは、その後書きに大きな社会変革にも対応できる持続可能な町づくりへというふうに続いておりました。このように持続可能という言葉はとても使われている言葉だということがよく分かります。

それで、今年の1月31日だったのですけれども、にかほ市で町議会議員全員協議会がありまして、そのときににかほ市の市長とお話する機会がありました。そしたら、市長が何か見慣れない丸いバッジをつけているのです。それで、あれ、それ何ですかって聞いたら、このSDGsのシンボルのバッジというか、それだったのです。それで、自分のところではもうやっているよという話を聞いて、ああ、そんなもう一般的になっているのかというふうにして伺った次第なのですけれども、酒田市のほうにもそういった話を、

酒田市の市議会議員にもそういう話をする機会がありまして、そしたら酒田市のほうでもやっぱりにかほ市と同じように、まち・ひと・しごと創生総合戦略という名前のものでありまして、それをやっぱりSDGsの指標を入れて評価しているというようなものがもうできております。

それで、皆、にかほ市もそうでしたし、酒田市もそうでした。それから、遊佐町でも施政方針の先に一番最初にまち・ひと・しごと云々というのが出てきているのですが、これはこの中でそういうSDGsに取り組むようにというような政策誘導みたいなものでもあったのでしょうか。その辺のところをお伺いできればと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

私自身もSDGsという言葉聞いたのはここ最近といいますか、昨年の後半以降という、そんなイメージで捉えております。町としては、これまで環境自治体会議であったり、あるいは生活クラブ、庄内みどり農協との三者で締結をしております、地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言、こういった取組についても平成25年1月から進めているというふうなことでありまして、こういった視点で持続可能なというふうな文言をそれぞれのところで使ってきたというふうなことであると思っております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 例えば今年の地方財政計画の中で見たのですが、政策の誘導として次世代行政サービスの推進として地方財政措置が講じられることを期待するというような表現で、Society5.0とかいうふうにして今年地財計画の中に入っているのを見ました。あのような形でこのSDGsが推進されるというか、進められるということはなかったのですか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） SDGsといういわゆるキーワードを使って政策を進めてきたというふうなこととは、これまではございませんでした。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 先ほど町長からあったのはジェンダーギャップ指数の話だったのですが、私昨日の施政方針を聞いていて、やっぱり持続可能性という言葉が関連して心に残ったのですが、例えば話す説明の中にあつた精いっぱいとか小学校5校統合、新庁舎建設、パーキングエリアタウン、それから今でいえばコロナ、こういった非常に今でも忙しいのにこれからもっともつとろんなことを控えているということをお伺いして、職員皆さんの持続可能性も心配しなければならぬのではないかとこのように思ったのですが、いかがですか、その辺は。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

人事課につきましては、今我が町の定員管理については153名の定員管理でやってございます。現在の職員数が151名ということで、定員管理に満たない職員数で職務を行っている状況でございます。そこにつきましては、鋭意定員に届くように採用のほうを計画的に進めていきまして、職員の適正な労働になるように努めていきたいというふうには考えているところであります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 定員云々のその件については、次のジェンダーの平等の中で触れたいと思いますので、次のジェンダー平等に移ります。ジェンダーの平等ということについては、先ほど町長からお話があったとおり、日本は著しい遅れにあります。ジェンダーギャップ指数で153か国中121位と、これまでの最低の数字になったわけであるわけです。

それで、その原因はどこにあるのかということになるわけですが、1つは私はこう考えます。財界、大企業が口では男女平等を言いながら、実際の行動では利益最優先の立場からジェンダー差別を利用していているということであります。女性には安上がりの労働力と家族的責任を押しつけ、男性には企業戦士たれ、長時間労働、単身赴任を押しつけています。日本経団連の会長と18人の副会長は全員が男性です。19人の全員が男性とは異常な光景ではないでしょうか。ILO、国際労働機関総会でハラスメント禁止条約が圧倒的多数で採択されても日本経団連は棄権をしました。日本は、ルールなき資本主義の国と言われますが、その最悪の表れの一つがジェンダー差別の押しつけにあることを厳しく指摘しなくてはならないと思います。

いま一つは、戦前の男尊女卑、個人の国家への従属を当然視する勢力が戦後政治の中枢を占め、とりわけ安倍政権で逆行が著しくなっていることでもあります。日本の歴史で女性差別の構造が国家体制として強固に押しつけられたのは明治期でした。絶対主義的天皇制国家を底辺で支える家制度に女性差別ががっちり組み込まれました。明治期につくられた差別の構造は戦後も引き継がれ、さらに戦前の日本への回帰を目指す動きの下で男尊女卑の行動が横行し、日本軍慰安婦問題で歴史の真実が否定されるなど、権力者がジェンダー差別を振りまいていることを許すわけにはいきません。ジェンダー平等のゆえに利益追求において恥じるところのない財界、大企業の無分別と節度のなさ、明治時代の男尊女卑の価値観をいまだに押しつける政治、この2つのジェンダー差別のゆがみを正さなくてはなりません。私たち自身もジェンダーに基づく差別意識や偏見に無関係ではありません。私たち一人一人が無意気に内在化している人権意識のゆがみと向き合い、世界の到達、様々な運動の到達に学び、勇気を振り絞って声を上げている人々に学び、自己改革のための努力を行う必要があります。

それで、先ほどの会計年度任用職員の話に移りますけれども、実は私今手元に資料を準備することができなかったのですが、先日広報に会計年度任用職員の制度みたいなものが載りまして、賃金みたいなところも載ったと思います。それで、労働時間と日給というか、それで計算できるような部分があつて、私計算してみたのですが、もう最低賃金すれすれだったので、最低賃金は上回っていますけれども、それにちょっと驚いた記憶があります。会計年度任用職員になっても、ほとんど最低賃金で働くというふうなことがあるのだということを驚いて見たような気がします。この辺は、これは当初予算のあれでもまたお尋ねしなければならないと思っておりますが、会計年度任用職員の賃金の基準、時間単価というのはどのようにお考えですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

来年度から会計年度任用職員の制度がスタートするということで、基本的に賃金体系が変更になるということでございます。基本的な考え方といたしましては、要するに労働の対価といいますか、仕事内容に

応じて適正な賃金を支払いするという考えの下で賃金単価を設定しているということでございます。ですので、来年度から期末手当、来年度は1.69か月分でございますけれども、最終的には期末手当2.6か月の支給になるということで、これまでの日々雇用職員、来年度から会計年度任用職員になるわけではございませんけれども、賃金についてはそれなりのアップがされているというところでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） その賃金がアップされているという今のお答えでしたけれども、それは期末手当を含めるからという、そういうふうに考えるというふうに伺っていますか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的にはそのとおりでございます。これまで今年度支払われた賃金に比べますと、会計年度任用職員につきましては単価についても若干アップしているところもありますし、期末手当については2.6か月増えているということでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） やはり今のそういう会計年度任用職員の賃金の低さというか、それは問題になっておまして、手当というのは支給される条件があるわけですよね。何日以上勤めたとか、そういったことで当然その条件が満たされなければ満額の月数は払われないで減額されるということになるのではないですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的な雇用形態の中におきまして、月額で給料で支払われる部分と日額で雇用されている部分とありますので、そこは一概には言えないということになるかと思えます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日額で支払われているという場合が特にだと思うのですが、それが例えば1年の間で契約期間の中で何割以上とか何日以上勤務しないと期末手当もらえないというふうな仕組みになっていますか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

細かい部分については後ほどお答えしたいと思いますけれども、基本的な話として日額で契約をしているという方については、そういった労働条件の下に契約しているわけでございますので、働いた分の日数だけお支払いをしているということになろうかと思えます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 昨日までの一般質問の中で伺ったあれでも、ともかく正規の職員と同じくらいの数の会計年度任用職員がいるのですよね。何人になっていましたっけ。私も昨日ちょっとメモしたのですが。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 昨日の一般質問で答えた人数につきましては、今年度につきましては127名、

来年度につきましては125名ほどになる予定ということでお答えをしたところであります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 正規の職員は何人ですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今現在、今年度の正規職員につきましては151名でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 本当もうほとんど同じというか、数が同じくらいそういう会計年度任用職員がいるという形になると思うのですが、これは町の場合は昔からそうなのかどうかということはちょっと私も定かではありませんけれども、だんだんやっぱり増えているような気がします。だから、ジェンダーの平等ということを例えば庁内、役場の中で考えると、やっぱり会計年度任用職員の問題というのは大きなポイントになるような私は気がします。

それで、先ほど町長の説明の中で、遊佐町はそういう女性の委員なり、そういうもののあれには配慮していると、数なりそういったものには配慮しているというふうなお話がありました。それは、私も確かにそういったことが遊佐町の場合あるのではないのかなという気がします。というのは、よくお話出ます住みたいベストランキング、これが出ているわけですが、これの中でエリア部門で例えば総合で見て遊佐町は7位と、そういうデータが出ているわけです。それで、小さな町4部門で見ると全国で38位というふうな数字も出ています。だから、こういったことがどういうふうにジェンダーのあれと関連するのかというふうにいいますと、実はこういう住みたい街ランキングとかそういうのは、いわゆる一般的に言えば幸福度数みたいなものですね。はっきりしたなかなか基準というか、スケールをあれするのは難しいでしょうけれども、それでそういったことに関して幸福度や持続可能性を含むよう、国内総生産の再定義を行っている政府が女性によって主導されていることは偶然ではないというこの記事は、国連の事務総長がそういうふうにして例えば北欧とかアイスランドとか、ああいうところのそういう指数を取り上げて、そういったところでやっぱり女性がそういうところに進出、政治の分野に進出しているからそういうことになるのだと、そういった意味でもジェンダーの平等というのが必要だということを言っている記事があります。だから、遊佐町の場合も意識するかしないかはともかく、多分そのような部分があって、先ほど言ったようなランキングの中で上位を占めると、そういったことにはそういうことも貢献しているというふうなことは考えられるわけです。

それで、ただジェンダー指数の件で、ジェンダーの平等の関係でいえば、先ほども申し上げたとおり、これは私たち自身に内在するというか、なかなか一率できない、そういうことがあって、そういう問題が引き起こされているということもありますので、やっぱり常に我々はそういったことを意識して物事に当たっていかねばならないのではないかと。そして、それが社会を前向きに進めるということにつながっていくのではないかとというふうにして考える次第です。どうぞ町長においてもそういうことを十分意識していただいて、今後の町政に臨んでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は今現在遊佐町役場151人と申しましたが、男性が81人です。そして、女性は70人です。ただ、年齢の高い層はやっぱり男性が多いのですけれども、実は私が就任してからは女性のほうが余計に入っています、採用した人数見ると。それから、ちなみに新年度からの新採によりますと男性1名です。保健師さんで1名、あとは6名は女性を採用する予定ですので、いわゆる性別による差別という形は取ってきていません。まさに男性の保健師さんが遊佐町に新年度から入る予定でありますけれども、以外の職員は全て女性という形でありますので、特別ジェンダーフリーと言わなくても女性の活躍できる町だと私は思っていますので、町民の皆さんからもしっかり女性の活躍できる社会、応援をお願いしたいと思えます。

議 長(土門治明君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 小中学校、高等学校の例もありましたので、教育現場の現状見れば、むしろ女性のほうが頑張っているのかなと。数字で申し上げますと、例えばコロナウイルスの関連でハンガリー・ソルノクの派遣中止になりましたけれども、男子中高生の応募1名、2名、結局抽選でやったのが全部女子中学生、高校生で、男の人にもっと参加してもらいたいというか、頑張ってもらいたいという声も聞こえます。ということで、遊佐町の児童生徒、高校生も含めてですけれども、女性が頑張っているのではないかな。逆に男性にもっと奮起してもらいたいと。少年議会もそうですよね。正確な数字は見えていませんけれども、男性、女性という観点で見れば1対2ぐらいで女性が多い。少年町長も女性でありますし。新しい遊佐中学校の生徒会長は男子中学生になったのですけれども、今の今年度の生徒会長は女性でありましたし。ちなみに、教育委員会の教育委員も男性と女性は2対2、半々でございます。若い世代を見ればもっと男性に頑張ってほしいという思いもあるのですけれども、大人になるとどうしてそうなるのでしょうか。その辺は教育、小中高、そのレベルではむしろ女性が私は活躍しているな、男性にもっと檄を飛ばしたいという、こんな思いで見えております。そんなことも数字的に申し上げたいと思えます。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) 先ほど答弁を保留しておりました会計年度任用職員の手当の支給条件でございますけれども、1つは1会計年度において6か月以上の雇用があること、それから週15.5時間以上の勤務があること、これが支給条件になってございます。

議 長(土門治明君) これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番(松永裕美君) おはようございます。私は、506回の定例議会から今回534回定例議会まで登壇させていただいておりますが、いつもは町民の皆様に町の方針を話し合っています、自分たちの暮らしのことを話し合っています、ぜひ議会に興味を持っていただいたらありがたいですと話してお声かけをさせていただいていたのですが、今回は初めて自粛させていただきました。

コロナ対策でどこでも心配り、配慮をしている中、様々なイベントやスポーツの大会が中止となっております。卒業式もそうです。悲しむべき現実でございます。とある町の有識者の方にお尋ねしましたところ、その方は昭和63年から議会を見ていらっしゃるようですが、このようなことは初めてであろうとおっしゃってございました。どの業界も大変でございますが、飲食業、外食産業、観光業の方々などからは、これでは商売上がったりの悲痛的な叫び声が毎日聞こえてきます。早くこのコロナ緊急事態が終息するこ

とを願わずにはられません。マスクやトイレットペーパーが不足する中、奪い合えば足りず、分け合えば余るというセンテンスが頭の中から離れない毎日でございます。

では、一般質問をさせていただきます。町は、これから加速するであろう人口の高齢化を想定する上で、高齢者が自らの尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現をこれからも目指していただきたいと思えます。町民の皆様が幸せだと思える暮らしができる町にするために、行政の方々、そして我々議員がこの令和の時代に取り組みねばならぬことは、まず第一に何であるかと日々考えております。ほかの市町村では、まだ実践されていない遊佐町独自のアイデアとして、町民力育成プログラム・遊佐方式新提案を本日発表させていただきます。

各集落において高齢者の方の体力づくりと会話を楽しみ、居場所づくりのための百歳体操がほぼほぼ定着しつつある当町では、前向きな取組がされていると私も認識しております。ここにあと1つぜひ付け加えていただきたい町民力育成プログラムの提案がございます。このプログラムには、必要な経費、財源はほとんどかからないことがポイントでございます。町の財政を圧迫することなく、前向きに取り組むことによって、様々な面で町のためになる取組ではないかと発案させていただきます。

まずは、百歳体操が終わった後に、以下の要領で町民の皆様、特に高齢者の町民の皆様にトライしていただくことによって、取組をスタートさせていない町よりも、見る、聞く、話すの能力アップにつながる町民力がはるかにアップすると考えられる提案でございます。トレーニングは所要時間15分ほどで、まずは5人1組になっていただきます。一人一人の距離は、3から4メートル離れて立っていただきます。短いその時節に合わせた文章をそれぞれのチームの先頭の方にお手紙形式で伝言すべきメッセージを渡して読んでいただき、2分ほどで暗記していただきます。暗記した文言を伝達するため、次のメンバーの方の耳元でささやき、その方も暗記したらまた次の方へ伝言いたします。最後の方が黒板にご自分が耳にした短いセンテンスを忘れないうちにマジックで書いてもらいます。メッセージは長いものではよろしくないのです、成人の大人が覚えられる長さになります。3チームあれば、早く書き上げたチームに5点、次に書き上げたチームに3点、最後のチームには1点、黒板にアンカーの方が書き上げたセンテンスが満点だったら5点、人名をミスしただけでしたら3点、人名や文言が1つしか正解でないようでしたら1点加算され、各チームの合計を出します。

このプログラムの効果は、楽しい愉快的なゲーム感覚で次のことが自然と学べる特徴がございます。具体的に伝言するメッセージの文章は次のとおりです。どのスキルを高めるかで課題として出される文章も違ってきますが、例えば防災についてでしたら、副町長さんから頼まれた非常食のサバ缶詰を18個、みんなが集まっているでんじろうさん宅に持っていくこと、なお飲み水は後で支給するので、空の1.5リットル用ペットボトルを1家庭3本までそれぞれ用意しておいてください。もう一度言います。副町長さんから頼まれた非常食のサバの缶詰を18個、みんなが集まっているでんじろうさん宅に持っていくこと、なお飲み水は後で支給するので、空の1.5リットル用ペットボトルを1家庭3本までそれぞれ用意しておいてください。これが5人の人々の口伝え、伝言を終えた頃には、なかなか原形をとどめた回答にはならないのが伝言の不思議なところなんです。どれだけ人の脳みそは人の話をきちんと聞いて、それを理解して記憶して、なお正しく次の人まで伝えるという一連の行為がスムーズに処理されにくいということが分かるゲームでございます。つまり日々の我々の何げない暮らしの中でも、実は情報や人から聞いたこと、教えてもらっ

たことを正しく責任を持って次の町民の方に伝達する能力が加齢とともにどんどん衰えてきていることをまずは再認識、つまりは自覚していただくことがこのプログラムの狙いでございます。

遊佐町だけに限らず、8,000人から1万人ほどのコンパクトな町におきましては、30万ぐらいの大都市とは違い、親戚が周りに多く、同級生の親同士が自分の子供も同級生だなどという割とウエットで濃密な人間関係の中で毎日暮らしているわけでございますので、日々の暮らしにおいて言葉の独り歩きや間違っただけがまたうわさを呼び込むような町づくりをよしとしないカルチャーをつくっていくことがこれからはとても大事になると私は強く思います。

少子高齢化が進み、人口が近い将来は減るわけですので、その時代のことを今から想像して準備していかなければなりません。それも行政の方だけが旗を振り、笛を吹くのではなく、実行する側として町民、行政、議会がワンチームとなって今から早速準備していくべきだと思います。防災訓練でもすぐに使える財源を圧迫しない、そして決して難しくないこのシンプルで効果が期待できるプログラム、ぜひ遊佐町で実践していただけるよう何とぞご検討のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。高齢者の事故防止対策と免許返納後の交通手段対策について質問させていただきます。後づけの踏み間違い防止装置装着への補助を行う自治体も出てきている昨今でございますが、前回3番議員のほうから購入した車の補助金はいかにというご質問があったものをなお私のほうから深掘りさせていただきたく、現在お持ちの車に対する後づけの踏み間違い防止装置装着への補助を行う件について、当町の補助策のお考えはどのようなものでしょうか。

また、高齢者の方が免許返納後も暮らしやすい町にするために、交通弱者のためにもこれからはこの地域の特性に合った新たな交通施策が必要であると考えますが、町のご意見をお伺いして壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、6番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前に、新型コロナウイルス感染症における町内での観光業、商業振興が大変心配される中、朝これらの振興に対する緊急の要望書が遊佐町商工会、遊佐町観光協会連盟によって町に届けられております。これら等本当しつかり大変なことにならないように、次善の策を議会の皆さんとともに議論しながら進めていければありがたいと思っています。

さて、遊佐町の総人口に対するいわゆる高齢者と言われる65歳以上の割合、平成31年4月1日現在で39.8%と年々上昇し、県内でも上位に位置していることは皆さんご存じのとおりであります。この65歳以上の中で独り暮らしの方が740名おありまして、前年に比較しまして35名増加をしております。5年前は585名でしたので、各この5年間で155名急激に増加している現実がありました。もちろん独り暮らしの中でも元気な方はおりますが、中には病気を抱えて体の不自由な方も多くいらっしゃいます。こうした状況は今後も続くと思われ、高齢者の健康増進、介護予防は本町にとって大変重要な課題の一つであると認識をしております。

町では、町民誰もが健康で長生きできる健康長寿の町を目指し、平成29年度に策定した健康ゆざ21計画、第3次です。次に、第二期データヘルス計画、第三期特定健診計画に基づき、様々な事業に取り組んでおります。健康的な生活習慣の確立と生活習慣病を予防するための事業としては、特定健診やがん検診の受

診率向上対策、特定保健指導、骨コツ貯金講座や糖尿病予防講座等の病態別健康教室、定年を迎えた生活スタイル等が変化する61歳、66歳の方を対象としたセカンドライフ健診と健康教室などがあります。また、町民自らが健康に対する意識を高め、主体的な健康づくりに取り組むゆざ健康マイレージ事業も行っております。

高齢者を対象とした事業では、高齢者の転倒による骨折や加齢に伴う運動機能の低下を防ぎ、生活の質の向上を図るための高齢者体カアップ事業や通いの場づくり、百歳体操をはじめとする介護予防事業など、多岐にわたっております。さらには、生涯を通じて必要な望ましい食生活の在り方を広く住民に伝える食生活改善事業や口腔衛生指導などにも力を入れております。

制度的なものでは、高齢者や障害者の皆様が積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるための福祉タクシー利用助成事業、高齢者の健康保持と心身の安らぎを図ることを目的とした高齢者鍼・灸・マッサージ施術費助成事業、また地域支え合い体制づくり事業は、集落公民館等を活動拠点として利用するための改修費等整備の助成、上限100万円と、介護予防事業実施のための備品購入、具体的にはいきいき百歳体操事業実施のための椅子の購入費などの助成、上限5万円などがあります。

このほか独り暮らしで調理が困難な高齢者には、週1回の配食サービスをする食の自立支援事業や慢性疾患を有し、身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な高齢者には、緊急通報機器を貸与し、利用者の早急な安全確保に努める緊急時通報システム事業があり、本町の高齢者の方々が生き生きと暮らし、いつまでも健康で社会参加できるよう、今後もこれらの事業を継続していく予定であります。

一方、西遊佐地区では、平成29年度からエプロンサービスが始まり、加えて今年度から福祉型小さな拠点づくり事業として、まちセンカフェが開始されるなど、地域住民が主体になって活動する機運が高まっていることは町にとって大きなプラス要素であり、こうした取組が全町的に広がるよう応援してまいります。町として整えてきた諸制度に介護保険制度をうまく組み合わせ、医療機関、福祉、介護施設、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、ケアマネの皆さん、そして各まちづくりセンター、区長さん、婦人会、老人クラブなどで多くの方々のサポートを得て、たとえ独り暮らしでも独りではないと感じさせることが大切であり、誰かが見守り、寄り添い、支え合い、孤立させない取組を行ってまいりたいと考えています。

ただいま提案いただきました町民育成プログラムのゲーム感覚での具体的な提案に対しては大変ありがたいもの、検討させていただきたいと考えております。ちなみに、隣の秋田県にかほ市では、ラジオ体操第1を秋田弁、いわゆる方言つきで楽しみながら全市で行っていることを伺っておりますし、これらも参考にしてみたいと、このように考えております。

続きましての2問目、高齢者の事故防止対策、免許返納後の交通手段の対策はという意味でございますが、昨今高齢運転者による重大事故が相次いだことから社会問題となっておりますが、国全体の65歳の運転免許保有者は平成30年12月末で1,863万人、遊佐町における令和元年12月末現在の最新統計でも3,557人と免許保有者の36.6%が高齢者となっており、行政として運転免許保有者の高齢化が進んでいることを前提とした交通事故の防止対策を推進していくことが求められると考えております。

遊佐町の交通事故の現状であります。昨年1月から12月末までの統計では事故件数が36件で、昨年と比較すると10件増えており、事故件数のうち高齢者が第1当事者であるものが11件発生しております。

高齢者の事故原因は、ハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違いなどの操作不適が多いと一般に言われておりますが、ご質問にありました後づけの踏み間違い防止装置搭載車のほか、車線逸脱警告、衝突被害軽減ブレーキ、ハイビームの自動切替え等の機能を搭載している安全運転サポートカーは、高齢者運転を含めたドライバーの事故防止に、その被害を軽減するのにとても有効であると考えます。既存の自動車全体で見た場合には普及率としてはまだまだで、これから各自動車メーカーで新車が発売される際に標準装備としての普及が期待されるところであります。

9月議会でも事例としてお話をさせていただきましたが、今回松永議員から提案いただきました踏み間違い防止装置については、東京都では1台当たり10万円を限度に9割補助、県内では寒河江市で1台当たり2万円を限度に5割補助、また舟形町では65歳の町民で衝突被害軽減ブレーキ搭載車両を購入した方に5万円を補助するという制度を実施しておりましたが、後づけで装置を設置する場合にも5万円を補助するという形で拡充をしてくれております。国でも高齢者の安全運転を支える対策としての安全運転サポート車の普及や限定免許制度の検討をしており、今年度12月の補正予算では、高齢運転者による交通事故対策として、いわゆるサポカー補助金が盛り込まれております。各自動車メーカーでの技術の進歩が目覚ましい分野でありますので、今後の県や他市町の動向も見ながら、もし実施するという場合にこういった補助の在り方が事故防止に有効であるかについて、さらなる検討をしていきたいと考えております。

さて、町内における現行の各種公共交通施策については、民間バスの運行がない中、これまでもデマンドタクシー、福祉タクシー事業を中心に、総務課、産業課、健康福祉課、企画課、教育委員会と各課横断的に様々な見直しを行い、必要に応じて新たな制度を設けながら実施をしてきました。残念ながら現行制度では全ての町民の皆さんをカバーできていたとは言えませんが、他地域に先駆け、遊佐町独自の対策を講じてきているというのが実情であります。高齢者の移動については、一人で乗降できない場合は介護タクシーをご利用いただくこととなりますが、町外への移動は料金が高くなりますので、それを支援するというものも考えられるものかと思っております。今後も行政規模に見合った施策を引き続き検討してまいります。

ちなみに、新型コロナウイルス対策で小中学校が休校ではありますが、スクールバスの運行については幼稚園へ通う子供さんのことを配慮し、また医院への通院をなさる大人の一般の車のない方のためにはスクールバスの運行は必要であるという判断の下、休校以前と同じような運行システムで、このウイルス対策、小学校、中学校休校中もスクールバスの運行については従前どおり運行させていただく、そのような計画を持っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私は、高齢者の方たちからよく言われることがありますして、後期高齢者という言葉のお手紙とか来ると、ああ、もう後期で高齢なのだなどとショックを受けますと。それは、国の決めた法律と文言と変えることができないものではあるのですけれども、この前遊佐小学校の名前を当町で募集しますという広報もございましたとおり、今は各自治体が切磋琢磨していろんなことを発案する時代になってきております。厚労省のほうに例えば後期高齢者という文言はそのままでも、町独自の何か違った名前をつけて活動することが可能なのでしょうかという問合せをしましたら、結構あちこちに転送されてしまったのですが、それはそれで町独自の取組なので、何か違反でもないですというご回答を頂いたので、ち

よっと私なりに考えてきた後期高齢者の文言があったので、議長の了解を取って今ご提示させていただきます。

拙い字で申し訳ないのですが、例えばお知らせ、後期高齢者の方へという字を見たときとお知らせ、後期を高く貴いという字にして高齢者の方へという場合と、あと後期の後を光る、今まで頑張っって一生懸命日本をつくってきてくれた、町をつくってきてくれた方へのリスペクトと、あと希望の未来を考えて光貴高齢者という言葉、あと最後によく前マル優とかという、廃止されたのですけれども、文言があつて、なかなかあれもおもしろいかなと思って、マル寿高齢者の方へという、一応この3つを考えてまいりました。

75歳以上の方という方が後期高齢者なのですが、今回私は、後でまたお話ししますが、車を運転する方も後期高齢者の方たちから事故が多いのかもしれないのですが、マスコミの方々の影響で、お年寄りだけが事故を起こしているわけではないのですが、そのときの事由でまた踏み間違い、また事故、また突っ込んだとなってしまうと、我々が目にするものというものは、ああ、また高齢者だというふうになってしまいがちなので、そこら辺を今日は遊佐町議会で議論できたらいいなと思って考えてきました。

1番目の質問の情報の伝達なのですが、災害のときにみんなパニックになっておりまして、単純な伝言もできなくなってしまうという経験が皆様おありだと思います。それで、今からそういう伝言ではあるけれども、自分の脳はトレーニングしないと駄目なのだという自覚を持っていただくと、筋力つけて元気な町民の方たちがいるにも関わらず、やはりそちらの伝言や防災のときや近所付き合いでも些細な伝言のトラブルで悲しむ人がいないような町にしたいなと思って発案いたしました。仕事の上でもそうなのですが、もちろん私もそうなのですが、聞き間違えたり、3人ぐらい介すと全然話が違っていたりとかよくあることでございます。あと、心理学的には相手のことを信頼しているときに聞く言葉ともともと不信感があつて話す言葉では、自分の中に入ってくる言葉が違うということも勉強しました。

それで、1番目の私的には結構ヒットだったなと思う発案なのですが、一度実証実験をしてみまして、実は前子供会で予算がないもので、地区の子供たちを何をしてプログラムつくればいいのかというお母さんたちと集まるときに、地域の子供たちとこのゲームをしてみました。結果は、まあ盛り上がること。最初に伝言したフレーズと全く違う言葉を黒板に子供たちは、そのときは対象は子供たちだったので、またご高齢の方とかとは違うのですが、あの明瞭な頭を持った子供たちでさえ全然違う言葉を黒板に書きまして、それで何が起きたかという、そのときのお子さんたちは次の日から一生懸命勉強するようになりました。やはり子供ってすごいなと思うのですけれども、自分で気づいて自分でやろうと思うとすごく伸びるという感じで、そのときの話は今でもあれはいいプログラムだったねという話になっております。

それで、今回もこのプログラムをすぐにとか全部でとかとは申しませんので、もしよく精査していただいて、会議にかけていただいて、できる場所でやっていただければ、私もその場で一人のスタッフとして一緒に行動できるかなと思っておりますので、このことについてご答弁お願いいたします。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

先ほどご提案を頂きましたプログラムにつきましては、感想としましては非常に愉快的なゲームというふうなことで、町の課題である災害時の対応にも役立つというふうなこと、あとアレンジをすれば健康のこととか様々なことを盛り込むことができるということで、非常にいいゲームかなというふうに思ってい

るところでございます。ただ、先ほど2回ほど繰り返して私も聞いておったのですが、もう最初のセンテンスのあたりでギブアップをしてしまいまして、ちょっと覚え切れないなと、私もちょっと大変かなという、実際にやると大変かなというふうなことを想像したところでもあります。文の長さとか内容についてはいろいろ工夫ができるわけでございますので、そこについてはいろいろ対応があつてしかるべきかなというふうに思うところでございます。

せつかくの機会ですので、百歳体操で取り組んでいる様々な取組について少しご紹介を申し上げたいと思います。現在、百歳体操43の集落で取り組んでおるところでございます。大分広がって定着をしてみたいところですが、百歳体操だけだとやはり同じことの繰り返しになってしまいますので、なかなかマンネリ化してしまうということもございまして、その中で町としてはいろいろな百歳体操以外の取組についてもご提案をしながら取り組んでいるところでもあります。

その一つとして、地域リハビリテーション事業というふうなことで、訪問リハビリテーション事業所がありまして、そちらのほうから作業療法士の方をお招きをして、軽体操と、それから脳トレ、認知症の予防というふうなことで、そういったものも取り組んでいるところでもあります。プログラムの中身としましては、コグニサイズというもので楽しくトレーニングというふうなことで、このコグニサイズってあまりなじみがないかと思えますけれども、コグニション、これ認知という意味だそうではありますが、それとエクササイズ、運動、これを組み合わせた造語でありまして、注意力、集中力、判断力に対して非常に効果があるということでもあります。一例を申し上げますと、立った状態で足踏みをしながら4の倍数のときに手をたたき、ただたたきときには数字は数えないというふうなことを参加者の皆さんから取り組んでいただくと。実は私もこれは苦手ございまして、なかなか言ったとおりにできないと。ただ、それはできないことを責めるのではなくて、そういったものにトライをしていただきながら、注意力とか集中力、判断力を維持していただきたいというふうな取組だそうでございます。

それからもう一つ、同じ百歳体操の場面、その他高齢者の方が集まる場面において、認知症キャラバンメイトの方々の活動がございまして。その中でも健康支援系のメンバーが行っている寸劇、とめと花子、それから包括と社協の職員の方が役者になって行っている劇団ユザーズというのがありまして、これにはうめさん、まつさん、時折たけさんという登場人物が現れまして、どちらも寸劇なわけですがけれども、認知症の方々の特徴的な部分を寸劇によって楽しく伝えるということで、何でも認知症の方々についてはやはり対応の心得としてやってはいけない3つのことということで、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないということがございまして、具体的にこういったことを気をつけてくださいよということが寸劇によって自然と参加している皆さんに伝わるというふうなことで、私も何度か拝見しましたが、大変会場内は大爆笑でありまして、ぜひここでまだ御覧いただいている皆様には何かの場面で一度御覧いただければなというふうなことを思っているところでもあります。

いずれにしても、そういった取組を通じまして、通いの場でそういう取組をこれからも続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長(土門治明君) 6番、松永裕美議員。

6番(松永裕美君) たくさんの方々の施策を日々行政の方がいただいているというのを理解できました。ありがとうございます。

私的には、LCCが庄内空港に入ったときに一番驚いたのが、ネームプレート見ましたら名字ではなく、その会社ではコウヘイとかアカリとか、ああ、名字でなく名前でネームプレートを作っていたらしゃるのだなということで、なるほどと思って、案外誰も着眼しないことに対してやはりやっていく企業というのがこれから伸びていくのか、それとも斬新で、その発案をしたのは一体どちらの方だったのかとか、その会議の様子が目に浮かんでくる光景でございました。

後期高齢者という言葉に慣れ親しんでしまっているので、先ほどの文言についてももしかしたら愚作だとは思いますが、もしかしたら1,788ある自身体でそのことを議論している町ということで脚光を浴びることはないかもしれないのですけれども、やはりいろんなことを自由闊達に令和の時代は発言していけたら、新しいカルチャー、そして新しい町がつくられていくのかなと思っております。

次に移らせていただきます。同じくどうしても75歳からの方にフォーカスしてしまうのですけれども、逆に国が今やっと、先ほど町長答弁でございましたように、経済産業省のほうのプレスリリースでも出ていますとおり、皆様ご存じだと思いますが、令和元年度補正予算案として2020年1月30日にサポカー補助金の予算を組み込むということをプレスリリースいたしました。実は舟形町は東京都よりも早くその施策を発案していたということで、前回の総務課長の答弁の議事録を読み込みましてもきちんと書かれてありまして、ただなお深く私としても調べさせていただきましたら、車を取り上げてしまうと畑や田んぼに行けなくなる高齢者の方が舟形町は5,000人ほどの町ですので、また遊佐町よりもそういう高齢者の方の存在が大きく、そこに対してどなたがこの施策を考えられたのですかということをお聞きしましたところ、トップダウンですと、町長からのトップダウンだったのだというご回答でございまして、やはり当町の町長と同じで、これだと思ったことに対しては、ほかの自治体がやろうがやっついてまいがでなくて、自分の町に合った施策を実行していくのだなということを考えさせられました。舟形町の町長は、お知り合いでございませうでしょうか。ちょっと話がそれますが、ご答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 舟形の森町長は、職員から町長になられた方。トップダウンもそれはすばらしいのでしょうかけれども、やっぱり会議して決める。私は、会議をして決めていきたい。やっぱりいろんなすごい提案あっても、会議をして、その資金をつくって、そして予算規模がどのぐらいという形の想定をしないと、トップダウンであれば財政も、ああ、大変だ、企画も、さあ大変だ、では危機管理も大変だということになりますので、それらをしっかりと全部突き合わせて、それができたときに初めて策として成立していくというふうに理解をしております。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私も同感でございませう。なぜならと申しますと、後づけのブレーキ抑制とか今出ているのではないかと、これをどんどんつけければいいのではないかとという考え方では、私はバランスが取れず、危険だと思っております。私が今回どうして3番議員が議案で出したサポカー補助金のことについてもう一度今日ここで議題にさせていただいたかと申しますと、私なりに町民の方からどんなことを頼まれるかなと思って資料を作って検索してまとめましたところ、免許の返納をおじいちゃんに言いたいのだけれども、どうやって言えばいいとか、免許返納はさせたいけれども、その後がとか、とにかく高齢者の方の車についての課題がもうごまんと出てくるのでした。

それで、確かに当町はデマンドもございますし、あとほかの自治体では、例えば大津市なんかは自動運転のバスが2020年まで回るとか、たくさんの自治体でいろんなことは取り組んでいるのですけれども、当町に合った考え方は何かなと思ったときに、ではサポカー補助金の国の施策に合わせて当町では後づけ、要は新しく新車を買う方って申し訳ないのですが、そんなそんなに多くはないのかなと。新しく車を買う方の補助金は国にお任せして、当町は75歳以上、先ほどの高い貴ぶ高齢者の方たちのために同時にこの施策をしますということで、名前を出す出さないいいのですけれども、もっと前向きな考え方が町民の方もできる雰囲気をつくっていかなくては、今の状態では毎日毎日マイナスのイメージ、テレビをつければコロナ、コロナで本当に今閉塞感たっぷりだと思いますので。

今回議論したいのは、後づけのブレーキをつけますよと。ただ、先ほど町長がおっしゃいました会議もせずにトップダウンでやりますというのは危険だ。おっしゃるとおりで、私もそう思いますし、やはり現場で行政の方たちが、例えば高齢者のこの後づけのブレーキのことを私が一言申せば、産業課の方も、え、では3次交通のことかなとか、防災危機管理の方も、待てよ、ではこれは免許返納のことかなとか、待て待て、健康福祉課の方が、いや、これは高齢者対策かと、もうみんなが右往左往してしまうという現実を私は存じ上げております。人に迷惑をかけないで生きなさいというような言い方で育てられたはずが、いやに迷惑をかけて今生きてしまっているかなと自分で実感をしている毎日でございますけれども、そこに焦点を当てて国が今やろうとしているサポカー補助金という霞ヶ関とか永田町の考えと、我々はやはり車を持っている高齢者の方が毎日、今日も今日孫を迎えに行くのにもうちゃんと帰ってこなければとか、例えば家庭内でいろんなトラブルが起きるのが車のことだったり、そのところ何かが1つ光を当てることはできないのかなと思ったときに、国の補助金が今出るのでございますけれども、75歳以上の方も兵庫県の場合は神戸市が1万1,000円市で補助する、県が2万2,000円補助する、それで国からの施策は市民の方が選んでどちらかを使うかは考えてもらうというように、遊佐町は遊佐町なりで75歳以上の方に1万円補助する後づけのブレーキをこれから考えますというような考え方もありなのかなと私なりに考えた次第です。ご所見をお願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） サポカーの補助というのは、どちらかといえば免許返納ではなくて、車を使わなければならない地方にとっては大きな課題という視点を持っている問題だと思っています。これまでの私が就任して以来向けてきた施策については、やっぱり高齢者は免許返納できるようにするにはどうすればいいかという視点で、補助制度、福祉タクシーの一本化。私が就任したときはたしか世帯に年間24枚の福祉タクシー券でしたけれども、それがやっぱり夫婦で24枚ではなくて、個人1人に24枚という形で個人に24枚、現在は年間36枚まで拡充してきたという経過があります。

ただ、使う方は全部使う方もいらっしゃるのでしょうかけれども、全体的に5割まで満たないいわゆる福祉タクシー券の利用率ということを考えますときに、では免許返上何月というか、2次交通の利便性を図るという意味では、私自身は振り返ってみればゆざ交通が町内から撤退という大きなことがありました。いわゆる公共交通機関が町からなくなるということが民間の事業者のそれは利益追求の中で発生したわけで、それに対してどのような交通体系を取るかというのが大きな課題だと思っています。あのときに考えたのは、町営バスやめようって、料金もらうのやめよう、スクールバス化しよう、スクールバスには

一般の人も自由に子供たちも全部乗れるようにしよう、それで医療とか幼稚園とか通いやすい無料のスクールバス乗車という形に踏み切らせていただきました。だけれども、この決定についてもやっぱり議論して決めてきたという経過があります。それぞれの担当が違うわけですから、それらをやっぱり議論していただいて、この事業者さんとの相談の上でこういう形で決めてきたという形ありますので、これまでの視点、いわゆる車はやっぱりできれば危険だから、高齢者の位置づけが非常に難しいと思うのですけれども、返上してもらおうという誘導策を取ってきましたが、今サポカーというのはできれば年いっても今までどおり車社会で活動していただくという別の視点からの発想でありますので、前回の議会で3番の佐藤俊太郎議員からも質問、そして今回は6番の松永議員からも質問あったわけですから、それら等しっかり受け止めて議論させていただきたいと、検討させていただきたいと、このように思っています。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 要はやはり高齢者の方たちの運転をこれからも保護していく施策なのか、それとも違う交通体系をつくっていくのか。おっしゃるようにタクシー券が増えたと皆さんから喜ばれますし、やはり議論をしていってどれが一番遊佐町オリジナルにふさわしいものなのかを決めていくべきだと思っております。

今、海を越えてアメリカの大統領選では、バーニー・サンダース氏が78歳、バイデン氏が76歳と、このご高齢で国を動かそうと思って熾烈な戦いを繰り広げているわけですが、やはり高齢化社会、高齢化社会と言っておきながら、我々は実は自分の年を忘れてしまっていて、私がもしこの年だったらとか、もし階段が上れなかったらという考え方ができなくなってしまっている日常がございます。そして、今のブレーキの抑制とか様々なすばらしい日本の車業界の方たちの知恵と工夫でもう見たこともないような、先進安全自動車というのですけれども、もう自分が先進安全人間にならなければいけないのかなと思うくらいの意気込みでございますが、今回私がもう一個だけ申し伝えたいことがございます。

今回もし遊佐町も8,000円でも1万円でもいいので、後期高齢者の方に舟形町や東京都や神戸市のように施策を講じるとなったときには、町内には11ぐらいの自動車メンテナンス会社の方がございまして、そちらの方たちも商工会のほうでやはりいろいろと今の状況を鑑みて何かできないかと思ったときに、町が国が今こういう施策生み出したよということで、今度は営業のほうに回れるプラスのちょっとした角度が後追いとしてつくのかなという発想でございました。やはりどこかの業種がちょっとでも上がってくれば、またそこにそれが牽引となって当町の商工会もしくは様々な商店、企業が、いや、自分たちもちょっとでは頑張らねばという気持ちになってくれればありがたいかなという拙い私の考え方ではございましたが、決して多額のお金を投入してくださいと私は言っているのではありません。先日からPAT・小学校のプラスルーム全て億絡みの話でございましたが、計算すれば一体後期高齢者の方、元気な方、民生委員、自治会長さん、区長会長さんにお伺いすれば、この方は安全な運転するよという立派に運転なさる高齢者の方が何人いるのでしょうか。掛ける8,000円、1万円でも幾らになるのでしょうか。ぜひ会議のときにはそういう議論もしていただき、なお併せてもう一つ。

様々な事故が起きていて、今は全部念書を書かせられてしまうのですが、エビデンスとして様々な文書を取らないとやはり中古の車や軽の自動車に後づけするということはリスクも高うございます。やはり先ほど町長がおっしゃったように、会議を通していろんな方の見識者の方の話を聞いて、ほかの市が町がや

っているからやろうという安易な考え方ではなく、当町に合ったオリジナルの、そして交通弱者の方がほっと一息できるようなちょっと温かい施策というと前に聞いたことあるので、あれなのですが、やはりそういう当町オリジナルのものをつくっていく時代に来ているのかなと私は思いましたので、今日は議論させていただきました。また、何かご所見ございましたらよろしく願いいたします。

私からの発言は以上でございます。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

所管ということになりますと、健康福祉の部門になろうかと思いますが、私たちがこれまで取り組んできたことにプラスして、やはり柔軟な発想を持ちながらいろいろなことを取り入れてやっていきたいなというふうに改めて思ったところでもあります。やはり高齢の方の取組で気をつけたいのは、なかなか高齢者の方傷つきやすいというところもございまして、そういったところを配慮しながら、決して責めないというふうな姿勢でもって臨んでいくのが大切なのかなと。できないからといって無理やりさせるだとか、そういったことはやはり慎むべきかなというふうなことも考えているところでございます。

いずれにしても、今日いろいろとご提案いただきましたことを受け止めながら、また取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 令和に元号平成から変わりました、新しい時代の幕が上がったわけでありまして。令和2年、今年は何といっても東京オリンピックが開催されるということでありまして、それに伴って我が町にも聖火がやってくる予定であります。これは、やっぱり一生に1度あるかないかのイベントになると思いますので、この目にしっかり焼きつけておきたいなと思っておりますし、本当盛大に開催されることを望むわけでありまして、今先ほど来お話にもでておりますけれども、それどころではない事態でありまして、新型コロナウイルスの影響がどこまで大きくなるのかということ、ちょっと予測が全くついていない状況であると思います。皆さんご承知のとおり、国内でも各地で感染拡大しているわけでありまして。イベントなど中止、規模の縮小という形でせざるを得ない状況。現に3月であります、卒業式でありますとかいろんな行事についても規模を縮小して行わざるを得ないという先ほどもお話ございました。ちょっと悲しいような状況になっているわけでありまして、ダイヤモンドプリンセスもあのような状態でもう動けないと。当然我が町においても例外ではないということでありまして、本当に早急の終息を願うばかりであります。

こういう中なのであります、当町におきましては、いよいよ新庁舎の建設が始まりました。新しい町のシンボルになりますように、工事の無事を願うばかりでございます。また、先ほど来お話何回も出ておりますが、高速道路についてもようやく県境を含む全線が令和8年度までにつながる予定であるということが発表になっております。これやはり非常に大きな出来事であるなというふうに感じておりますけれども、これまでもジオパークですとかアマハゲですとか小山崎遺跡といったいわゆる町としての素材としては徐々にそろってきていると思いますので、これまでの取組も含めましてさらなる交流人口の拡大というのも目指せるような環境になってきておりますし、そういうふうになっていかなければならないと思っ

おります。特に観光面での戦略というものが非常に重要になってくるのではないかというふうに思っているところであります。このように今我が地域が大きく変わろうとしていく節目に来ているような感じを個人的に大きく受けております。

そこで、いろんな今回の一般質問でもやはり大きな事業がございましたので、度々話に出ているわけですが、やはり町の財政、これについてこれからということに少しお話をお尋ねをしたいというふうに思っているわけでありますが、その前にやはりこれまでの経緯、推移を確認をすることもやっぱりちょっと必要であるというふうに思いますので、私なりにちょっと調べてまいりました。特に主に歳入の部分についてでありますけれども、一般会計決算状況調査表というのがございますけれども、平成20年度と30年度、今からおよそ10年前と比べてですけれども、どのように数字が変わってきているのかなということとを比べてみました。まず最初に、人口でございます。これやっぱり財政に大きく人口は関わってくる項目でございますので、最初にまず人口について触れたいなというふうに思いますけれども、平成20年度分の資料に記載されている数字は平成17年度の国勢調査の結果の数字でございます、人口が1万6,852人でございます。同じく平成30年度におきましては、平成27年度の国勢調査結果で1万4,207人。10年間で2,645人減っていることとなります。

続いて、歳入のほうですけれども、まず地方税、これはご存じのとおり、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税、これらの合計の額でありますけれども、比べますと平成20年度の決算額12億8,536万4,000円、30年度については13億3,279万7,000円でありまして、人口が減っているにも関わらず、歳入的には額的には増えているというような状況でございます。

続きまして、一般会計の所属基金について確認をいたしました。平成20年度におきまして、いわゆる財政調整基金の額は3億347万円、減債基金については3億3,578万円、その他特定目的基金、幾つかございますけれども、その合計額が4億2,121万8,000円、平成20年度の基金合計が10億6,046万8,000円ございました。30年度それぞれですけれども、12億6,655万1,000円、2億9,375万円、12億4,570万1,000円ということで、30年度の基金合計が28億600万2,000円でございます。要するに約17億円ほどこの10年間で基金が増えたという状況でございます。

結果として、昨年の9月の定例会でも補正予算におきまして質疑させていただきましたが、また昨年の令和元年度10月号の広報にも財政について記載されておりますとおり、町民の実質的な負担というのはこの10年でかなり目減りをしたという状況であります。いわゆる健全な財政であったのかなというふうに考えるわけでありますが、まずはこういった健全な財政になった結果につきまして、どのような要因があったのか、どのようなことを念頭に置いてこれまで過去10年予算を組まれてきたのかなということをまずはお伺いをしたいと思います。

2つ目でございます。新規就農者に対するフォローの一環として情報交換の場をとということについてお尋ねをいたします。現在町では、農林水産業の担い手の確保及び育成並びに定住人口の増加を目的にチャレンジファーム事業を行っておりますが、この事業平成28年度から始まっております、現在は3名の方が支援を受けているということでございます。チャレンジファーム、これ町の事業なのですが、そのほかにも以前は青年就農給付金という名称でございましたが、現在は次世代人材投資資金という名前に変わっております、これには準備型と経営開始型の2つがあるということでありましたが、要はそれらをそれ

ぞれ活用をしながら就農を目指しているという方々もおられるわけであります。また、その方々を受け入れている農家の方々というのもおありまして、それらの方々が情報交換をできるような場所というのがやっぱりあれば、いわゆる目的の最後、定住人口の増加というところに少しでも寄与するのではないかということを考えておりますが、これにつきましても町の考えを伺いたいと思います。

以上で私から壇上からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時57分)

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後1時)

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員への答弁を保留しておりましたので、町長より答弁を願います。

時田町長。

町長（時田博機君） お昼またぎになりますが、1番、本間知広議員への質問、今後の大型事業等に伴う財政の具体的な方策等について質問ありましたので、答弁をさせていただきます。

本町の財政運営につきましては、町の重要課題であります定住促進対策に政策の重点を置きながら、一定の投資的経費を確保し、町税や基金積立てなどで自主財源の確保、造成を図りながら、比較的安定的な財政運営に努めてきたところであります。また一方で、一般行政経費などの歳出抑制を図るなど、歳入に見合った身の丈の財政運営に努めているところでもあります。

町債残高にいたしましても、一般会計と特別会計全体で捉えたとき、平成30年度決算の残高に利子分を含めた令和元年度以降の償還金総額では160億円となっておりますが、過疎債等の有利な起債を最大限活用することによって、交付税措置分などを除いた実質の負担額は、町民1人当たりの借入金の実質負担額で、平成20年度が38万7,000円ほど、平成30年度が22万円と、この10年間で16万円以上も負担軽減となりました。この成果につきましては、本議会からも一定の評価を頂いているものと理解しております。

このほか基金総額では、平成20年度決算で12億円、平成30年度決算で30億円となっており、このうち財政調整基金においては平成20年度と比較しても4倍の12億円以上となっております。特定目的基金につきましても、主要事業の計画策定に当たって、例えば庁舎等建設基金や遊佐パーキングエリアタウン整備基金を創設するなどして財源の備えをしてきました。このことによって将来世代への過度な負担を先送りすることのないよう、健全な財政規律を保ってきたところであります。

確かに人口減少は社会情勢の変化とともに、町の予算においても徴税客体が減少し、また普通交付税の算定基盤ともなっている関係から、歳入予算を取り巻く町の財政運営に影響を及ぼす要因ともなります。こうした状況の下で財政運営のかじ取りということになりますが、今後の新規インフラ整備事業を見据えた財源確保対策について申し上げます。まずは、今年度より新庁舎建設事業が本格化しておりますが、来年度から新生統合小学校の開校に向けた準備として、校舎やスクールバスの整備事業に着手することとな

ります。また、このたび国土交通省から日沿道開通予定年次が遊佐象瀧間開通で令和8年度と示され、いよいよ我が町の歴史的なビッグプロジェクトであります遊佐パーキングエリアタウン事業の構想の具現化に向け、事業推進の段階に入ります。さらには、今後の人口減少や社会情勢の変化、少子高齢化、公共施設の老朽化並びに遊休土地、建物の整備、利活用などに備える必要があり、それらの財源をどう確保するかが財政運営上、本町が持つ喫緊の課題となります。基本的には1つに重要な自主財源である町税収入の安定的な確保に努めることを第一義としなければなりません。また、国の有利起債を含めて、国県補助金を最大限に活用することも肝要ではあります。その際、経済対策等の一環である国の補正予算をもって事業化を図るなどして、町の一般財源を極力抑える努力も必要と考えます。そのためにも中長期の視点を持って企画、構想段階から政策課題に照らした施策の青写真をしっかりと描きながら、国の地方対策予算に即応できる計画づくりを行ってまいりたいと考えます。財政バランスという点においては、単なる財源不足を理由にした借入れや基金取崩しに頼らない姿勢を堅持しながらも、特に社会インフラの整備に当たって世代間の負担の分かち合いという意義にも照らし、必要最低限度の起債をすること、そして計画的な基金造成に努めて、その有効活用を図っていくということなど、世代間の負担の公平性が保たれるよう、バランスの取れた町債管理と適切な基金の管理、活用を図ってまいりたいと考えます。

以上の事柄は、施政方針の中でも述べさせていただいておりますとおり、第一に本町の重要課題や横断的な政策課題に取り組んでいくための政策実現予算として、働き場・若者・賑わいのあるまちへの投資を念頭に置きながら、財政調整基金や特定目的金を活用するなどして、若者定住、子育て等の福祉対策や地域経済活性化に資する積極的な投資的経費を確保してまいります。さらには、限られた財源を効果的に還元できるよう、これまでと同様に事務事業の最適化の取組も進めてまいりたいと考えます。

ご質問にありましたどのようなことを念頭に置きながらというお答えであります。まず予算編成に当たってはまさに先ほども申し上げました計画行政、そして計画財政を基本とし、入るを図りながらの編成に当たってきたところであり、今後もこのような将来を見据えた持続可能な財政運営に徹していきたいと考えております。

2番目の質問でありました新規就農者に対するフォローの一環としての情報交換の場を設けてみてはという提案を頂きました。農業に係る将来の担い手確保については、ご承知のとおり、全国的にも大変厳しい状況にあります。本町においても、これまで第一線で活躍していた農家の方が高齢化に伴い、リタイアされるケースが散見され、今後の担い手不足が非常に危惧される状況にあると認識しております。このような状況を受けて、国では、将来の担い手を確保すべく、新規就農者との支援として農業次世代人材育成投資事業を実施しており、当町ではこれまで10人と夫婦1組が本制度を活用し、就農されております。また、平成28年度からは、新規就農者のための研修支援として実施している遊佐町チャレンジファーム事業は、これまで10人の方が活用されています。

新規就農に係る町からのフォローアップとしては、次世代人材育成投資事業の対象者から半年に1度就農状況について報告を頂き、現状の課題等を伺うほか、支援いただいている農家の方々や酒田農業技術普及課と連携し、農業経営に当たっての助言、指導を行っているところでもあります。

新規に就農される方の背景は様々であり、とりわけ町外から移住される非農家出身の方については、見知らぬ土地で新たな挑戦でありますので、地元農家の皆様との関係を築き、様々な面で助言、指導いた

くことが非常に重要であると考えております。現在移住者を対象とした交流会について、企画課定住促進係が中心になり実施しているところですので、今後はそれらの場も活用しながら、新規就農者の方と支援いただく農家、町内の関係者の皆様を含め、情報交換の機会を設け、農業の担い手確保と町の移住人口の増につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 特に先ほど壇上におきまして歳入の部分についてということで話をしたわけですが、それと関連して過去10年ですけれども、過去10年といいますが、平成20年、30年におけるいわゆる地方税、町税の内訳として、特に町民税と固定資産税について確認をいたしました。平成20年度の決算額で金額がそれぞれですけれども、5億1,482万3,000円と6億260万9,000円でございます。30年度ですと、同じく5億2,749万円と固定資産税のほうが6億7,797万円ございました。先ほど来申し上げていますが、人口が減っているにも関わらず、金額的にこのような結果になっているわけですが、その要因としてどのようなことが考えられるでしょうか。ちょっとお教えいただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

平成20年度におきましては、町税総額が現年度の課税分の徴収額で大体12億6,000万円ありました。平成30年度におきましては、13億2,000万円ほどになっております。この10年間で大体6,000万円弱逆に伸びたという形になっております。内訳としましては、個人住民税が大体8,900万円ほど、法人町民税が700万円ほど、固定資産税が6,800万円ほど、また軽自動車税が制度の改正があった関係で税率が高くなりましたので、1,100万円ほど伸びております。特に固定資産税につきましては大体6,000万円ほど伸びておりますけれども、固定資産税につきましては、皆さんご存じのとおり、土地については評価額が全くここ10年上がっておりませんので、下がる一方でございます。また、家屋につきましても、新築の家屋がなかなか数が多くないものですから、3年に1回ずつ下落していくということで、少しずつやっばり価格のほうも下がっている現状にあります。

ところが、ここ10年の間には西浜海岸のほうにも風力発電ができております。また、町内各地にソーラーの太陽光発電所があちらこちらにできております。また、工業団地のほうには誘致企業が参って設備投資等々行っているということで、償却資産がほぼほぼ倍増に近いくらいに増えております。そういった要因が固定資産税の伸びにつながっている状況であります。また、町民税につきましては、個人町民税のうち給与所得者分というのが大体10年前、平成20年には5,900人ほどおりました。ところが、平成30年には700人ほど減少して5,200人くらいになっております。当然この中には団塊の世代と言われる戦後の生まれの方がちょうど二十一、二年頃に退職なされたということもありまして、大きく数を減らしたところでもあります。

町民税につきましても、やはりこの後には少し下がりまして、大体3,000万円ほど下がった時期がありました。またその後少しずつ復活を遂げているといいますが、やはり住民税を高額に納税していただけるだけの給料をもらっているというようなことになるのだと思いますが、人数が少しずつ減っている割には給与所得者の町民税についてはそんなに落ちていない。逆に少し上がっていたりする場合もございます。そ

の関係がありまして、個人住民税全体としては少し上がっております。また、もう一つの要因としましては、そんなに大きな額ではないのですが、農業所得者に対します法人化の経営転換協力金等々が27年、28年度において大分大きく出ております。その関係で農業所得者の住民税等もその後の2年間については少し高い水準にあったというようなこともございます。そういったことも含めまして、ここの10年間においては、固定資産税は伸びに転じていた、また住民税においてはほぼほぼ横ばいの状態で推移していると、こんな状況にあるかと思えます。

議 長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） これからという部分についても少し触れていただきながらの答弁でございました。町民税については、業績なりなんなりにおいて少し変動がありつつも、給与水準ですとか給料の関係でそんなに単価が落ちていないという認識をいたしたところでございます。

まずは、支出を抑え、歳入を安定的にという考え方、これはやっぱり基本的には当然間違っておりませんし、やっていかなければならないことだろうというふうには個人的には認識しているところなのですが、やはり冒頭でも述べましたが、これから少しずつというか、大きく地域が変わっていくようなふうになっている中で、これまでも一般質問で何回か出てきましたけれども、大きな事業というのがもう迫っているものがあるということでございまして、それに対してやはり町として特に自分としては歳入の部分がどうやって確保していくかというところ、かなり懸念なのですけれども、やっぱり経費を抑えるというのはかなり限界もあるでしょうし、その分やはりどうやって収入を補っていくのかというところの部分少し危惧をしているところなのですが、菅原議員も質問しておられました会計年度任用雇用制度、これも始まりまして、人件費もいわゆる町税の額で賄い、金額だけ比べますと町税で人件費が賄えないというような状況になってきているわけでございますし、今後10年、10年でもいいのかどうか分からないのですけれども、考えますとやはり人口減少というのは先ほど来お話ししていますけれども、避けて通れないということでもありますし、人件費に関してもやはり最低賃金の流れから見ても増加傾向にどうしてもあるわけでありまして。ここで改めてということになろうかと思えますけれども、やはり新しい経営計画といいますか、そういった要素をきちんと踏まえた上で計画を組んでいく必要性というのがこれから出てくるはずでございます。そこら辺の部分、もし具体的に何かあれば少し所見を伺いたいと思うのですが。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 入りを図るための施策を実は私は就任以来1つ、農村地域工業導入法という、いわゆる特別交付税で措置される制度が以前はありましたが、私が就任したときにその制度がなくなってしまう。事業者を工業団地等に誘致するには、それからまた今いる事業者からどのような設備投資をしてもらうかという発想の下、町単独で固定資産税の5年間減免という制度を打ち出してきました。事業者にとっては、税金は払ってもらう、だけれどもその分5年間はお返すするという制度で、工業団地等を含めてかなり設備投資を行っていただきました。今はもう5年間の固定資産税の減免をあとは卒業して、しっかりと固定資産税等の減価償却等分を支払っていただく企業がかなり出てきているということは大変心強いところであります。今、工業団地にも、また粉末冶金の工場も昨年から入ってきたわけですが、とりあえずは5年間は減免ですけれども、そのうちについてはしっかりと固定資産税等、これは町に対して行っていただくということで、やっぱり遊佐町では県の工業団地を持っているという町ですから、

あのエリア実は今大阪有機さんの建っているところより西側は全て開発され、だけれども東側についてはまだ松林、睦特殊金属さんしか事業化していないわけですから、あそこら辺にやっぱりまだまだ進出したい企業等を誘致することによって、それらについてまた税収の増を図るということも常にアクションは起こしていかなければならないと考えているところが第1点です。

そして、第2点、今遊佐町でウイスキーという、まさに世界にウイスキーを作ろうという形で、金龍さん、酒田市の焼酎のメーカーが立ち上げていただいています。しっかりとそれらも事業活動、まだまだ売れないわけですから、ただ一方的に歳出の今は段階でしょうけれども、それら等につながるもの、これらもしっかりとこの地域から発信できることができればありがたいのかなと。第2点目申し上げました。

第3点目は、実は確かに風力発電が11件、そして当時ゴールドマン・サックスでは工業団地9万2,400枚のソーラー、そして生活クラブソーラーも大規模に稼働していただきましたので、ああいう太陽光発電等は減免制度がなし、いわゆる雇用がないものですから、そのまま償却資産税として頂ける。たしか3年分はあれ減免制度があったのですけれども、4年目から通常にもらえるという形でしたので、大変ありがたいと思っていますが、実は遊佐町では山形県の洋上風力に関する遊佐部会というのが、国に対して法定協議会を立ち上げて誘致をしましょうという形を取り組みいただいております。風力については、秋田県の潟上市でテレビに妨害電波がかなり来て大変だという今ニュースも流れておりますが、遊佐町ではリスク管理の協定書をしっかりと結びながら、事業者からはそのリスクは契約書ですからという形でリスク管理をしておりますので、いろんな課題についてリスクがあったときはやっぱり対応していただくという形で、県でも洋上風力の適地として庄内沖、特に遊佐沖を優先的に今進めるという形になってきております。あのエリアに何十基かの洋上風力、多分今の2,000キロワットですから、多分1万近い5倍ぐらいの発電量の洋上風力が出ることによって、そこでやっぱり税金としては洋上でも町に入るようなシステムになるということ、また洋上風力の支柱を周辺としたエリアには、魚礁づくりも漁港からはお願いしたいという意見も寄せられておりますので、やっぱり漁業者の安定的な所得、それから所得向上に資する形でそれらを活用していきたいと、こんな思いをしておりますので、これまでの取組プラスこれからやっぱりまた税収が、人口が減っても税収が滞らない、下がらないように、増えるような仕組みを何とか築き上げていきたいと、このように思っているところです。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） やはりこれはしっかりアンテナを張ってといいますか、収入を得るための日頃からの部分が物すごく大きいのかなというふうに思います。これでオーケーということでは当然ないわけがありますので、これからどんどん、どんどん数字的にはすぼんでいく中で、何とかやっぱり歳入のほうクリアをしながら、施政方針にも書いてありますけれども、将来を見据えた持続可能な財政運営ということをしっかり目指したところで計画のほう組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入りますけれども、答弁の中で次世代人材育成投資事業を活用して、これまで10人と1夫婦が活用という答弁ございましたけれども、ちょっとこれ改めてということになるのかもしれませんが、チャレンジファームが始まった平成28年度以降に新規就農、農業を目指す方々がどういった補助金を活用しながら、年度ごとに変わっていく部分もあろうかと思っておりますので、新規就農に係る補助金ごとの

活用状況というものをちょっと改めてお教えいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えいたします。

新規就農に係る補助金については、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、主には国の農業次世代人材投資事業と町のチャレンジファーム事業ということになっております。これらの補助金を活用した就農の流れを簡単に申し上げますと、就農の準備段階で国の農業次世代人材投資事業の準備型及びチャレンジファームを併用または単独で活用しながら最長で2年間研修をすることとなっております。その後就農した後に最長で5年間、農業次世代人材投資事業の経営開始型を受給しながら営農確立を目指していくということになっております。

お尋ねの補助金ごとの活用状況ということでありまして、まずは受給者の内訳を申し上げますが、平成28年度についてはチャレンジファームを4名、農業次世代の準備型は3名、経営開始型は6名、そして平成29年度はチャレンジファームを4名、農業次世代の準備型3名、経営開始型7名、平成30年度はチャレンジファーム4名、農業次世代の準備型4名、経営開始型7名、そして今年度チャレンジファームを3名、農業次世代の準備型1名、経営開始型10名の方が受給しているという状況となっております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） この答弁中身を確認いたしますと、要綱を読んだ上で言いますと、要するにチャレンジファーム準備型、経営開始型ということで段階を踏んでいるという認識なのですが、この数字を見ますとチャレンジファーム準備型から順次経営開始型のほうに移行をしているというふうに受け止めるのですけれども、そういう流れがあるということによろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、最初に準備型を受給し、ある程度研修を積み重ねてから就農を開始するということで、開始型に移行して5年間受給するということになっております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 分かりました。

それでは続きまして、フォローアップについてということで、答弁の中で半年に1度報告、課題を伺って酒田の農業技術普及課と連携をしながら助言、指導を行っているという答弁でございます。この答弁を聞く限りでは何となく個別なイメージが物すごくするのですけれども、これはこのフォローアップというのは個別という認識でよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、個別ということになりますけれども、町と普及課と受入農家のほうでそれぞれ圃場のほう巡回しながら課題を聞き取り、助言、指導を行っておりますし、それが半年に1度ということになっておりますので、1回目は現場のほうでそういった課題を聞き取りながら指導をするような格好になっておりますし、冬場になりますと現場のほうでできませんので、個別に町のほうで面談をしているというような格好になってございます。

なお、JAのほうでは営農指導を個別に担当されており、適宜指導を行っているという状況となっております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 分かりました。ということで、やはり話を聞いている限り、ほかの方々からいろいろ話を聞いている限り、横のつながりというのがちょっとないなという印象を受けました。やはりこれから就農をして人間関係、農業だけ、仕事だけではなくて、やはり人間関係というのが生活をしていく中でも大きな部分を占めると私は思っておりますので、何とか答弁のほうにも農業の担い手確保と町の移住人口の増につながるよう努めてまいりますという答弁ございましたし、施政方針にも担い手の確保についてはチャレンジファーム事業や新規就農者への資格支援により、就農準備段階から積極的に支援を行うとともに、国の次世代人材投資事業等の関連施策と併せ、営農確立までの切れ目のない支援体制を構築というふうに書いてございます。9月になりますが、那須議員とのチャレンジファーム質疑の中で課長が夢を持って遊佐町に来られているのだというような発言もございました。夢を持って来られた方が夢を語る機会といいますか、仲間が集まってそういう話す機会をつくって行って、また横のつながりを広げていく意義も含めて、当然受入農家さんも思いがあるでしょうし、そういった場を本当にぜひ設けていただきたいなというふうに心から願っているところでございます。

私の答弁はこれで終わりますけれども、何か所見ございましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私どもとしましても、せっかく遊佐町に来ていただいているということでありますので、また元の家に帰られることのないよう様々な支援体制を整えているところではありますけれども、町外からの新規就農の方や受入農家の皆様合わせまして一堂に会する機会はこれまでなかったというように捉えております。話し合いするだけでなく、懇親の場みたいなものを設けまして、交流会的なものを開催されればと思っておりますので、今後ぜひ検討していきたいと思っております。また、交流会だけでなく、そういうものを発展させながら、例えばJAや普及課なんかも巻き込みまして、懇談しながら農業技術の普及や研さんについても図ることができたらなおよろしいのではないかと考えておりますので、そういったことができるように今後やっていきたいと思っているところであります。

以上です。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 通告に従いまして、一般質問を実施させていただきます。

1、特別職の職員の給与についてお伺いいたします。特別職の職員の給与については、条例で別表1、2記載の職員については、それを変更する際には審議会を設置する定めがあります。今までの審議会の設置状況及び審議内容をお伺いいたします。

同じく別表3に記載の特別職の処遇についていかがお考えかお伺いいたします。

2、遊佐町立小学校新校開校準備委員会の活動についてお伺いいたします。現時点までの活動の進捗状

況についてお伺いいたします。本件は、昨日10番、高橋議員も質問されていますから、補足的なご説明で結構でございます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、3番、佐藤俊太郎議員に答弁をさせていただきます。

特別職の職員の給与等に関する審議会等の開催状況という形の質問でありました。今までの設置状況及び審議会の内容を答弁させていただきます。ずっと振り返っていきますので、よろしくお願ひします。直近では、平成30年6月25日から平成31年4月25日まで6回開催し、議員報酬の金額について審議していただき、1万5,000円の報酬額のアップについて妥当という答申を頂いております。そして、さかのぼりますと平成27年1月8日から平成27年1月30日まで3回開催していただき、固定資産評価審査会委員会については年額から日額に変更すること、また消防団員報酬については現状維持が妥当であるという答申を頂いております。その前になりますと、平成24年8月22日に開催し、新規に設置した集落支援員の報酬額について審議をしていただきました。また、その前は平成24年1月19日と平成24年1月31日の2回開催し、嘱託保育士と危機管理アドバイザー、身体障害者相談員、知的障害者相談員の報酬額について審議をしていただきました。その前は、平成22年3月26日から平成22年10月28日まで5回開催し、特別職全体の報酬額の見直しや半日額の報酬の設定について審議していただいたところであります。これまで審議会については、さかのぼれば平成22年までで5回ほど開催をしていただいております。

また、別表3の特別職につきましては、特別職報酬等審議会に諮問した以外に、平成30年3月には社会教育アドバイザーや中学校部活指導員について、そして平成29年6月には学校運営協議会委員について、平成29年3月には嘱託管理栄養士について、平成28年3月には鳥獣被害対策実施隊員についてというように、ほぼ毎年のように見直しを行ってきているところであります。

続きまして、第2問目でありました統合新小学校の開校準備委員会のこれまでの経過について質問でありましたが、まずは議員ご指摘のように昨日の10番、高橋冠治議員の答弁と重複しておりますので、別々の質問に対しては所管の課長より答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ただいまの私の1番目に対するご答弁よく理解をいたしました。

別表1、2の給与、1はちょっと分かりませんが、2の我々の給与は変更になっております。この関係の質問については、平成27年に8番の赤塚議員も実施されてございます。それを踏まえて、現在別表3に記載された特別職の職数、今現在では約77あると承知しております。もし間違っていたら訂正をしてください。

それで、働き方改革等で本年度4月1日から一部は先ほど来から話題になっている会計年度任用職員に転じると承知してございます。しかし、そのまま変更のない執行機関の委員、附属機関の委員についての処遇は、報酬額でおおむね日額5,700円と記載されてございます。現在山形県の最低時給は790円であり、単純に8掛けるというわけにはいかないのでしょうか、掛けてみました。これを掛けますと6,320円でございます。この金額が日額5,700円との金額と照らし合わせて適正かどうかと疑問に思う次第でございます。

ます。これについてはいかがお考えかご所見をお願いいたします。

議長（土門治明君） 上衣は自由にしてください。

堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

特別職の別表第3に載っている日額5,700円と報酬額が記載されている部分についての単価についてのご質問ということだと思いますけれども、日額5,700円と記載されている機関につきましても、例えば振興審議会の委員、町史編さん委員会委員、それから広報委員会委員等々、あとかなりの人数日額5,700円と決定されております。これにつきましては、額そのもの自体の決定された算定根拠については少し調べないと分かりませんが、基本的に特別職の報酬につきましても報酬等審査委員会のほうに町長が意見を求めるという形になってございます。その中で町長が必要であれば諮問をして委員の皆さんの意見を伺いながら、その報酬等の意見を頂いて、適正かどうかという部分について町民の意見を頂くことになっておりますので、その過程の中で決定された金額だという認識をしております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） それにつきましては分かりました。

次に、先ほど町長ご答弁にありました消防団員の報酬については妥当であるという審議会の回答であるということにありましたが、消防団員の処遇についてお伺いいたします。消防団は、地域における防火防災体制の中核的存在であり、地域住民の安心、安全のために日夜活動し、大きな役割を果たしているということは町民誰もが認めるところでございまして。昨年5月20日午後4時頃、吹浦地区で火災が発生しました。その火災に消防団員は何名が出動したか把握していらっしゃいましたらお答えいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

5月20日に吹浦宿町地内で発生した火災でございまして。出勤人員につきましては、延べ人数で107人出動したということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 107人、了解しました。

それでは、この従事時間はおおむね何時間くらいになったのですか。ご所見をお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

5月20日の火災につきましては、火災の発生時間が3時45分であります。そこで通報が入ったわけでありまして、それからおおむね到着した班から放水を開始したわけでありまして、その時間がおよそ16時頃。それから、鎮圧したのが5時49分でございますので、1時間、2時間近くかかって鎮圧したという状況でございます。そこですぐ解散とはなりませんので、最終的に鎮火を確認したのが20時28分ということでございます。それから、鎮火をしてもそのまま解散とはなりませんので、夜を徹して警戒をするというのも任務にございまして。9時には第4分団以外の班につきましては解散しましたけれども、第4分団の一部の班員につきましては朝の8時半まで警戒をしていたということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 今私が手元に持っているのは、遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償支給規程、訓令第8号でございます。この規程は、遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例第7条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。日当、第2条、条例第3条第3項に規定する特別職の職名及び勤務の態様は次のとおりとし、その場合に支給する日当の額は1,300円とする。（1）、消防団の団員が災害、捜索、警戒またはそれらの訓練のために出勤を命じられた場合。（2）、水難救助員が水難救助またはその訓練のために出勤を命じられた場合等とありまして、この訓令は平成17年10月1日から施行するというふうに明記されております。つまり命をかけた消火活動の手当が1,300円でございます。先ほど読ませていただきましたが、平成17年10月から変更は多分ないのだろうと思います。私は、町民としてこの金額について疑問に思っています。酒田大火のときに命をかけて消火作業に当たった旧消防団員である町長は、この件についていかがお考えでございますか。ご所見をお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、消防団員として酒田大火に出動いたしました。そのときにまず最初に集合かかったのが遊佐分署が空になるから、まずは蕨岡の自動車部は出動せよということで遊佐分署待機でありましたが、その後浜田小学校が危ないということで、浜田小学校の交差点で翌日の朝収まるまで消防団活動、特に新井田川に長靴が届かなくてホースを押さえつけながら消防活動をやった記憶がありますが、私は非常勤特別職という当時の蕨岡の分団の心がけは、町民の命と財産を守るのだと、そして犠牲的精神でやるのだってよく言われていましたので、先輩から、幾ら出動手当が出たかという形ではあまりそれ考えていなかったです、当時私の若い時代は。そして、消防団の出動手当が1,300円であるというのは、後に変更になってから初めて伺ったことがありました。私たちは、多分当時900円ぐらいだったのかなと思っておりますので、額の多寡よりもやっぱり消防というのはみんな、当時確かに常設の常備消防もありましたけれども、やっぱり私たちができることはしっかりやろうではないかという思いで、出動手当が出ない八幡町の製材等の大火にも数えれば本当に片手余るところではなく出動しました。消防の出動手当を当てにして活動したということは、当時の私の分団では個人には来なかったですし、出動手当が後に支給された分団で班で部と一緒に懇親会をする、忘年会をする、そのような使い方をしたのかなと思っておりますので、27年度に1回見直しをしているわけですから、それら等を見れば現在の消防団の幹部会はほぼ2か月1回消防の幹部会というのを開催しておりますので、それら等の会議で、いや、これ駄目なのではないのという意見はまだ来ていないわけですし、それら等やっぱり実際の幹部の皆さんの意見等も踏まえて、そしてお聞きをして検討していくというのが筋なのかなと思っております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 町長のご答弁、私も非常に理解できます。もし私が消防団員であったら全く同じようなことを発すると思います。消防団の皆さんがこの金額が安いだとか高いだとか、そういうことは全然思っていないのだと私は思っているのです、個人的には。

しかしながら、この熱意を持って朝まで警戒に当たった方に対して、やはり町民の一人としてはご苦労さまだったなという声とともに、それなりの金員は与えてしかるべきではないのかなというふうに町民の一人として思うわけです。先ほど町長がご答弁で幹部会での話合いでそういう話は出ていないということ

でございました。そういう声が出てからやるのも一つの方法でしょうけれども、やはり気がついた者がこれはこういうふうにしたほうがいいのではないのかなという意見に真摯に耳を傾けるといのも町政の一つではないのかなというふうに町民の一人として思っております。ご所見をお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁に少し若干付け加えさせていただきたいと思います。先ほど議員からありましたとおり、災害時の出動手当については、4時間未満については当然1,300円ということで日当に載っております。ただ、平成24年、5年のときに当時の消防団幹部会議において出動手当の金額引上げの提案がございまして、これ起案によりましてその運用方法を変更してございます。平成24年度から4時間未満の出動団員に1,300円、4時間以上出動した団員に2,600円を支給しております。それから、平成25年から8時間以上出動した団員については3,900円を支給ということで、運用として支給の方法を変えているということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 今のご答弁は、まあまあ理解できました。

それで、釈迦に説法であることは十分承知の上で次のことを申し述べさせていただきます。平成25年に消防団を支援する消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立、施行されております。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、当然でございます。消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた各施策を努力義務として果たしているものだというふうに私個人的に思っております。

一部読まさせていただきます。消防団員の処遇の改善、第13条、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。14条、消防団の装備の改善等、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。消防団の装備の改善に係る財政上の措置、第15条、国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする等々記載されてございます。

それで、この法律が成立したのは25年12月でございます。その12月の後、平成27年11月8日からの審議会において消防団の報酬は妥当であるというような答申を受けてというようなご答弁でしたが、審議員の方々にこのような法律が存在しますよというような教示はなされておりますでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

その部分につきましては、確認をさせていただきたいと思います。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） こういう法律がございましては、私もこれを調べてから恥づかしながら知った次第でございます。ですが、やはり国は消防団の存在、存続に関して危機感を持っているということにつ

いては間違いのないことだと思います。先ほど申し上げました法律を受けてですけれども、装備の充実化ということでライフジャケット等の安全確保のための装備、救助活動資機材の充実を図るため、地方交付税措置を実施しているというふうな記載のあるホームページ上からの引用したものでございますが、これらを見ればやはり町としても何らかの対策を消防団から要請を受けてやるというのではなくて、自発的に、おお、こういうものがある、これだったら消防活動に有意義だというような前取りの施策が私は必要ではないのかなと一町民として思っております。

(何事か声あり)

3 番 (佐藤俊太郎君) 一町民及び議会議員としてそういうふうに、ありがとうございます。思っております。

さらに、今私先ほど申し上げました5月20日の火災の山形新聞の切り抜きを所持しておりますけれども、最前線で筒を構え、消火中の記事が大々的に載っております。火災発生そのものが非常に残念なことではございますが、非常に勇猛果敢に取り組んでいる。百聞は一見にしかずでございます。この写真をちらっと見ますと、やはり常備消防の方と消防団員は明らかに違うのが相違が分かるのであります。よく人間足元を見られるとか足元を見るとかというふうにも言われますけれども、見た限り何かゴム長を履いてこの消火活動に当たっているようにも見えます。これは写真ですから、耐火のがっちりしたくぎも通り抜けられない火も寄せつけない防火靴であるということであれば私謝りますけれども、見た限りでは何か私が着用するのと同じようなゴム長ではないのかなというふうに思えるようなものが写真には載っております。これらを1つずつ1つずつ改善をしていくということに注力しているということはよくは理解はしています。たまたま当日この吹浦まちづくりセンターにいて、火災ぶれのほうで外に出ましたら、煙が真横に流れているような非常に強風の中の消火活動でした。やはりいち早く消すためには、技術もさることながら、装備品が非常に重要ではないのかなというふうに思っております。昨年、常備消防、自衛隊等と遊楽里を中心にした非常訓練に私参加させていただきましたが、そこでもやはり常備消防、自衛隊と消防団が、あ、これ違うなというのを見受けてしまいました。それは、肘当て、膝当て、それを消防団の方は装着しておりませんでした。常備消防と自衛隊の方たちは、ちゃんとそれを着用しておりました。やはり万が一のことを考えれば、そんなに高いものではないのかな。やっぱり私は気がつきました。私が気がついたからお知らせいたします。私、気がつかないことも多々あると思います。気がついたものをお話して、それが消防団活動に寄与すれば、それはうれしいことだなと思って、今この場を借りて話をさせていただきました。

以上申し上げましたが、いろいろ報酬については近隣、ここで比べられるのは酒田警察と同じ、ほかのところと同じ、どこどこよりは上だというふうにお話を受けますが、便利な世の中なので、ちょっと同じくらいの規模の町を検索してみました。鳥取県の北栄町という人口1万4,000強、世帯数が5,300、ちょっと当町よりは人口が多いようではございますが、ここでの団員の報酬は1年間に3万6,400円と記載されています。これは、平成26年4月1日から施行するというふうになっていきますので、この先ほど私が申し述べた法律を受けての変更ではないのかなというふうに思った次第でございます。費用弁償につきましても、水害、火災、警戒訓練は1回につき4,200円、簡易な訓練、啓蒙活動、これについては1回2,100円等々明記されておりました。近隣の三川町のことを申し上げれば、やはり4時間未満1,800円1回、4時間以上

3,000円、学校入校訓練は1回2,400円等、少し遊佐町よりは金額が高く設定されております。先ほど町長もご答弁でおっしゃられましたが、消防団員が金額を上げてくれというような希望は全く、全くと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、ほとんどないのだと思います。私知り合いにこれを話したところ、いや、団員はそんなこと全然思っていないよというお話でした。これは至極当然なことと存じ上げますけれども、やはり町として消防団員の方にできる限りの誠意を見せるということも必要ではないのかなということでご提言を申し上げる次第でございます。先ほど来から多々必要な工事が今後始まります。このごつくばらんに懐事情がこっちのほうにあまり向かないというのは重々承知の上で、やはり機会があれば、機会があったときに機会ある金額を変更していただきたいというふうに思っております。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 佐藤俊太郎議員からかつての私の消防団の話もありましたが、かつて消防団員としてははんと帽子だけの支給、その後にベルトでした。消防のベルトというのが支給されましたし、その後に今のユニフォームというのでしょうか、そんな形で着々と、それから雨が降ればかっぱの支給とか、そんな形でやっぱり段階を踏んでかなり装備は私は昔から見ればよくなっているなという思いをしているところです。そして、町全体として最近軽トラックがない集落というのがあったらいいので、軽の積載車による可搬ポンプのそれが積載車を積む車の何と多いことかと大演習で感じたところで、装備についてはかなり充実をしているということは間違いのない事実だと思います。

ただ、今佐藤俊太郎議員から待遇についてのお話ありましたが、2011年3月11日、東日本大震災からちょうど3月11日で9年目を迎えようとしています。実は私は、あの東日本大震災以来、消防団員の皆さんにはまず第一に最優先は自分の命を大切にしてくださいということを常に申し上げています。なぜならば、命がなければ人助けすることはできないわけですから。そして、東日本大震災では何と多くの消防団員が犠牲になられたことか。いわゆる水門を閉めに行ったりか戻らなくなったとかということ。やっぱり私は命を大切に消防活動もやってもらいたいなと。基本的に第一はそこが重要ではないかと思っています。そうしていかないと、幾ら待遇いいといたってやっぱり命を粗末にされたら、それは地域全体のことと考えたときに、ちょうど3.11を間近に控えた今日の質問でそういう話があったわけですから、これまでのやっぱり先人の努力に敬意を表しながら、この待遇の改善にはやっぱり少しずつ改善してきているのだということも逆に評価を頂ければありがたいと思いますし、職員自体が何も放置してきたわけではないということも、適当な時期にまた報酬等審議会は、今議会から提言あったわけですから、それら等も開催させていただくように総務課長が手配しますし、また消防団の幹部の皆さんからのご意見の聴取もあると思いますけれども、まずは私は消防団としては吹浦の火災はよくぞ消してくれた、分団長という形で、あの恐怖の中で、非常に褒めました、分団長をはじめ、団員の皆さんにも。だけれども、命の危険まで冒してやってもらったら困るなという思いが1つ。

それから、装備については、確かに遊佐町ではまだ長靴しか支給していないので、防火用の革靴等はまだ支給していないはず。それは、次の段階なのかなと思っております。

残余の答弁は、総務課長からいたさせます。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 総務課長の答弁の前に、少しこれまでの特別職報酬等の審議会での審議状況等々

も含めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

実は先ほど町長答弁申し上げました年月で一番古いのが平成22年ということでした。なかなかそれまで審議会の開催というのはほとんどなされていなかったというような状況も含めて、このときは特別職全体について見直しをいたしました。やっぱり長い期間の中で見直しの検討も、先ほど佐藤議員のほうからお話あったようにして、そういう視点を持たないでいるということはどうなのかということで、一定のリズムとありますが、一定の期間の中で先ほど報告のとおり開催をさせてきていただいておりますが、そういったときにもそのことの審議だけでなく、そのときに審議の必要のある報酬の部分はないですかというようなことを問いかけをしまして、このことについて確認を頂きたい、または審議を頂きたいというような申出があれば、そのときに併せて実施をさせていただくというようなスタイルを取りながら進めさせていただいているところでございます。

そして、先ほど鳥取、島根だったでしょうか、鳥取でしたでしょうか。

(「鳥取」の声あり)

副町長(本宮茂樹君) ありましたようにいたしまして、このあるべき報酬の姿をご審議いただく中において、やはり近隣自治体の報酬が今現在どうなっているのか、私どものほうの特別職の職務がどういう実態になっているのかというようなことを含めて、そしてまた同じような規模のという表現ありましたようにして、類似団体というのがございます。そういう同じような形態の産業構造なり人口規模なりから同じような性質を持つ類似団体のそういう情報も得たりもしながら含めて資料提供をさせていただいて、その中でご審議を頂いているという状況にあることだけお話をさせていただきました。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) それでは、私のほうからも少しお答えをしたいと思います。

確かに総務省のほうでは、支給額、支給方法は地域事情により必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においてはこれらの支給を定める制度の趣旨に鑑み、引上げ等適正化を図る必要があるとしております。本町の団員報酬、手当の額につきましては、財政状況を踏まえ、庄内管内の市町、特に酒田地区広域行政組合、消防本部所管内の酒田市庄内町の報酬、手当の額を参考にしながら、消防団、幹部会等で協議した上で報酬等審議会、議会に諮り、手続を踏みながら改正を行ってきたところであります。

議員からありましたとおり、消防団の皆様は平日、休日、昼夜を問わず発生する火災、自然災害、行方不明者の捜索等の対応に加え、これらに備えた日頃からの訓練にも当たっていただいております。対応につきましても、危険が伴うものでもあり、改めて敬意を表すものであります。しかしながら、それにもまして近年では全国に消防団員減少が進み、本町でも毎年減少している状況であります。今後の本町の消防力、防災力の確保に向け、消防団員の待遇改善については議論する時期が来ていると考えているところであります。今後、財政状況や近隣市町の状況を考慮しながら、具体的な金額、手当についてはどこまで支給対象にするのかなど、幹部の皆さんと議論を進めまして、手続を踏みながら対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(土門治明君) 3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) ただいまのご答弁よろしくご検討をお願いいたします。

さらに、先ほど町長が3.11の消防団員の殉職についてお話しでしたが、去年台風19号で大崎市の

ほうにボランティアとして私1日だけですけれども、行ってまいりました。想像ができない状況でした。え、この状態でここまで水が来たのかなと、そういうふうには全く想像の域を逸した水害だというふうには認識をして帰ってまいりました。それで、大崎市のホームページから取ったやつですけれども、被害額が88億円、それ以上に増えるというふうな見込みですけれども、そこでやはり消防団員の方々が活躍をしまして、住民も団員の命も守る大崎鹿島台の消防団、少人数で行動、東日本大震災の訓練を生かすということで、活動をして2日間で住民52人をゴムボート等で避難をさせたというふうには記載されております。つまり当町においても、この洪水を大丈夫だろうというような考えは全くもう通用しない。ですから、先ほど来同じことを申し上げますけれども、装備品、ライフジャケットだとかゴムボートだとか、そういったものの整備充実をお願いして、この項に関しては終わりたいと思います。

それでは……

(何事が声あり)

議 長 (土門治明君) 堀総務課長。

総務課長 (堀 修君) 先ほどの答弁の中で答弁漏れありましたので、補足をさせていただきます。

報酬等審議会の中で総務省からの資料を教示したのかというご質問でありましたけれども、今記録を確認したところ、そのような記録は残っていないということでございます。

議 長 (土門治明君) 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番 (佐藤俊太郎君) 了解しました。言っていればちょっと変わった可能性もなきにしもあらずかなと。

それでは、学校統合の件についてお願いをいたします。

議 長 (土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長 (高橋善之君) 私のほうからは、遊佐町立小学校新校開校準備委員会の審議といいますが、協議の進捗状況について若干ご説明いたします。

令和2年1月10日の第2回総会がありまして、それまでに各部会での業務の進捗状況が確認されたということでございます。総務部会については4回、PTA部会と学校部会については3回ずつ部会を開催しておりまして、それぞれの所管する内容について協議をしたその内容について確認をしております。総務部会につきましては、校舎の不足する部分、やはりこれ中ではどうしようもないということで、その分については外に造らなければならないというような協議をしております。それから、外に造った場合、職員駐車場等が狭くなる可能性があるということで、児童数が増えることも相まって駐車場の確保について議論をしております。さらには、校名についても統合新小学校にふさわしい校名をとというようなことで議論を重ねております。それから、PTA部会につきましては、主に体育着に関する内容で、ある程度まで絞ってはおりますが、スクールカラーを決めないことにはこれ以上進まないというような状況のようでございます。一方、学校部会につきましては、各地区の行事、これを学校のカリキュラムとどのように調整を取るかというようなことで、学校が主体となって地域が協力するもの、地域が主体となって学校が協力するもの、町が主体となって学校が協力するもの、その他という4つに区分をして、どのような取扱いにするか調整を取るということでございまして、この1月10日の総会以降も本日までの間に各部会1回ずつ開催して、特に総務部会におきましては校名の公募を決めております。既にご案内のとおり、2月14日から

3月10日にかけて校名を募集しておりまして、広報等で町のホームページも含めまして周知しておるところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 新校名については、今現在どれくらいの応募数でございますか。お答えください。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 校名の応募状況につきましては、本日現在で52件を応募いただいております。そのうち遊佐中学校のほうから40件ほどまとまって来ております。今後各小学校、それから保育園等も保護者の皆さんと一緒に考えてお出しただくということになってございますので、もっと数は3月10日まででございますので、増えるだろうと。この52件につきましては、ファクス、メール、郵便、直接の持参、様々な方法で応募いただいているということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 新小学校の校名を募集します、7番で選考方法、開校準備委員会において候補校名1点を選定し、遊佐町教育委員会へ報告します、開校準備委員会において候補校名1点を選ぶ。この選ぶって、選考方法としては選ぶというふうになっていますけれども、どのような形で選ぶのか、くじ引で選ぶのか、それともじゃんけんなのか、選ぶ方法が書かれていないというふうに私個人が思っている次第です。隣の地で統合の際にごたごたしたという記憶がございます。その件についてはいかがでございますか。選び方をもしお分かりでしたら。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 手続といたしましては、開校準備委員会の総務部会でもんで、理事会に諮って承認を得て、決定した内容を教育委員会に報告するというところで、報告内容の決定を見るわけですが、準備委員会の総務部会及び理事会での決定に当たっては、この（2）に応募多数の名称が選定されるとは限りませんということを追加記載しておりますとおり、数については参考にはするわけですが、やはり部会の中で新校にふさわしい名称というのを議論いたしまして、決定を行うということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 未来を託す小学校の皆さんが集う新小学校の校名を決めるということは、非常に夢と希望に満ち満ちているのだろうというふうに思います。この選定に際して禍根が残ることのないように切に希望して私の質問を終わらせます。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、私からも通告に従いまして一般質問させていただきます。

今日は、皆さんテンポよく、こんな時間にここに立てるとは思っておりませんでしたので、事務局係長の方は資料の配付の用意をお願いしたいと思います。皆さん今日は折り返しの日でお疲れのようですので、3時の一服まで終わればいかなというふうに考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

(何事か声あり)

9 番 (阿部満吉君) 努力したいと思います。

それでは最初に、鳥海山を守るためにということで質問させていただきます。私は、8番議員が初当選した平成15年、当時は庄内北部市町村合併に向けて話し合いと調整が進められた頃でした。そんなとき吉出山臂曲地区の採石地がA業者からK業者へと引き継がれ、より広域に、より深く採石が掘り進められ、平野部からの山の地肌がそがれた姿が目立つようになりました。その後間もなく横堰や白井簡易水道の水源と思われる地下水脈由来と思われる湧水が湧き出てきたことは記憶に新しいことです。その後の採石事業反対の意思は、農業者のみならず、広く町民の支持と消費者とともに闘ってきた署名活動を伴う大きな運動が実を結び、現在では吉出山の採石は中断しております。

昨年12月結審した山形地裁判決は、そうした地元の反対運動が大きく評価されたものと理解をいたしました。しかしながら、二審の高等裁判所の審議は、これまで以上に法律に照らし合わせた審議がなされていくものと思います。今、町の中に採石反対、鳥海山を守ろうというのぼりの一本もありません。第二審に向けていま一度我々の意思を示さねばならないと考えますが、町としていかがお考えかお聞きをいたします。

2つ目に、登山者を守るためにということで質問させていただきます。蕨岡口や今は一般的となった滝の小屋登山口から登り、約1時間30分、月山森と頂上に向かう分岐点となる河原宿は、登山者にとっては休憩場所や悪天候時の避難小屋となるほか、遭難者救助のベースキャンプとなりますが、もともと大物忌神社所有であったことから、小屋の老朽化で使用を停止してから使えない状態が続いております。河原宿付近の状況は、滝の小屋から登った蕨岡コースとの分岐点付近や外輪から河原宿に下山するコースで、大雪渓や小雪渓付近は、ガスで視界が利かないときはコースを見失い、遭難事故の多いところです。日本百名山に加えて、ジオパークに認定されてから、鳥海山の登山者が急増しております。登山者を守るだけでなく、山岳遭難救助の2次災害を防止するためにも早急な再建をお願いしたく、壇上からの質問といたします。

議 長 (土門治明君) 時田町長。

町 長 (時田博機君) 第534回遊佐町議会定例会最後の一般質問者であります阿部議員に答弁をさせていただきます。

まず、そういえば思い出してみますと、平成16年9月定例会で初当選なされた阿部議員がたしか3番議員のときに、鳥海山の岩石採集の問題をこの議場で質問したことを記憶しております。本当に当時町としては町には権限ないので、県が全部決めるのでということのオンパレードをした答弁があったように伺ってございました。その当時、たしか阿曾石材さんが27メートル掘りたいって言ったのを15メートルまではいって胴腹協が言ったということ。だけれども、その当時の議会ではそういう発言は一切町当局からは発言がなかったというのが今鮮明に思い出されております。

鳥海山を守るためにということで、一審判決と二審に至った経緯は、昨日の5番、齋藤武議員に答弁させていただいたとおりであります。山形地裁における一審判決については、原告の主張に対して町の反論がほぼ全面的に認められた結果と受け止めております。一方で、町民の運動、署名運動等県に届けたところがあったわけですが、あの運動については県が業者の計画に対して不認可とするということの大きな後

押し、町民の運動としては町の主張を後押しする大変心強い運動でもありましたが、裁判所がその運動の大小を推しはかつて判断を下すことはないという理解をしております。繰り返しになりますが、仙台での仙台高裁での二審においても第一審と同様に、原告の訴訟内容を精査した上で、鳥海山と大切な水環境を守る取組の主張をしてまいります。また、令和元年12月6日には、議会からまちづくり政策提言を頂いておりますので、それらに沿って努力してまいります。

裁判と並行して、平成26年7月に施行された水循環基本法に基づく総合的な水資源保全の施策を推進することや現行法の改正の提案など、国等に今後もしっかりと働きかけを続けてまいりたいと思いますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をご理解をお願いするものであります。

また、5月に県が事業者より訴訟を受けています公害等調整委員会の現地調査が予定されていると伺っております。町内各関係機関によるのぼり旗看板の設置については、ぜひともお願いしたいと思っております。期待をしているところであります。

2番目の質問でありました登山道、これは蕨岡口とえばいいでしょうか、今から言うと酒田市から登るルート、だけれども河原宿という形の提言を頂いたと思っています。鳥海山湯ノ台コースは、象瀧口に続く人気の登山道であり、その中でも河原宿は登山ルートの中継地点で格好の休憩場所となっております。さらに、大雪渓、小雪渓経由の山頂に向かうルートと月山森、幸治郎沢方面に向かうルート、いわゆる御浜に行く千畳ヶ原横切るルートという形の分岐点となっている要所でもあります。河原宿には町が管理する公衆トイレがありますが、かつて登山者でにぎわった鳥海山大物忌神社所有の河原宿小屋は2011年、平成23年度から閉鎖しており、現在は屋根、外装、床などの損傷が激しく、倒壊のおそれがある状態となっております。山岳関係者からは、平成28年12月13日に河原宿小屋の改築整備について要望書を頂いております。近年の登山ブームにより登山者が増えると同時に、天候急変に伴うガスの発生で視界不良となり、道を迷うケースが多くなっております。湯ノ台ルートは、登山者が大きな雪渓を横切るため、とりわけガスの発生リスクが高く、遭難、救助事案も毎年のように発生しております。そのため、安全管理の面からも河原宿への避難小屋の整備の必要性については認識しているところであります。町としては、総合発展計画、第4期実施計画において、河原宿避難小屋整備事業として、令和4年度に基本設計200万円を計上いたしております。県の動きとしては、環境省の補助事業である自然環境交付金を活用するため、令和2年度から6年度の次期自然環境整備計画の策定作業が今年度行われ、遊佐町として河原宿避難小屋整備事業について要望を出したところであります。令和4年度の整備予定として計画に載せていただくことができました。

令和2年度、3年度の事業については、令和3年8月11日に山形県で開催予定である全国山の日記念事業に向けた蔵王エリアの登山道整備に活用したいという県の意向があることから、鳥海山の整備については令和4年度以降でお願いしたいということでありました。現時点では、避難小屋の様子は検討していませんが、公衆トイレが既にありますので、シンプルに風雨をしのげる避難小屋として整備したいと考えております。既存の鳥海山大物忌神社所有の小屋については、やっぱり行政ではなかなか手出しができない宗教法人所有のため、それは法人からしっかりと解体をしていくようお願いをするしかない現状であります。今後、山岳関係者及び関係機関と十分協議を重ね、整備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員への質疑を保留いたしまして、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時46分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時10分）

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、再質問させていただきます。

とはいえ、最近の町長には珍しく、満額回答の答弁を頂きましたので、これ以上は本当に質問しなくてもうまくいくのかなと思いましたが、昨日たまたまJAの春の座談会が京田でございまして、たまたまそれこそ農政対の担当理事の方が見えられましたもので、いろいろこの岩石採集に関してのお話をさせていただいて、もう一回やらねばというようなお話をしました。町長が先ほど答弁で言われたとおり、今の裁判には恐らくこういう住民運動というのは影響されないことは重々承知の上で申し上げているのですけれども、これから我々議会としても県、国の各省庁に要望書なり意見書として訪れるものですから、我々が水を大切に作る気持ちというものは醸成しておくべきであろうということで一般質問をさせていただいたところです。

なお、もっと申せば本当に生活クラブ生協さんとのお付き合いの中から、下水道がまだ完備されていない頃は設計運動なり、まず川を汚さないで鳥海山の水を丸々使って作ったお米ですよというような形で売り込みをしてきたわけですので、最近の76%以上の下水道の普及率から考えれば大分そういうことでは町の中を流れる水というのは農業用水に使われる水は浄化されてきたというふうに思っております。その部分をもう少し私たち町の者も大事にする気持ちを醸成したいというふうに思います。

29年度、平成29年度ですけれども、常任委員会の視察で愛媛県の西条市、湧水で有名なところですが、あそこはやはり半端ない湧水量がございまして、49%の方しか水道に加盟していなくて、ほかの51%の方は井戸水を使っているという、そういう湧水の豊富なところでした。その後富山県の氷見市は立山連峰の水とか、いろいろ全国にも湧水で有名なところはあるわけですが、それに比べれば本当に鳥海山の水、夏の水不足等々発生し始めておりますので、今年も雪の少ないことで夏どうなるのかというふうなことも危惧されております。そういうことで、今後遊佐の水は大切なのだよということをもう一度確認するために、いろいろ醸成運動を町のほうからもしていただきたいというふうに思います。その辺に関しても、農業委員会のほうからいろいろ助成いただければありがたいというふうに思います。この件に関しまして、もう少し町長のほうから、担当課でもご意見いただければありがたいです。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） まさに先ほど4番議員がSDGsという国連で2015年9月で採択された持続可能な開発目標、あの中でもやっぱりきれいな水とトイレをというの言っています。それから、陸の豊かさを、海の豊かさを守ろうという形がうたわれています。それから、実は私はうちの町はずっとずっと私の就任

する以前から環境自治体会議ゆざ会議を開催した町でございますが、その中でどうもやっぱり環境マネジメントシステム、L A S- Eというのが非常に今町の中には、もう委員の方々一生懸命とにかく環境自治体の精神を生かしながら取り組んでいるということ非常に心強く思っているところです。

ただ、白井新田地区というのは、かつての酒井藩の時代に白井矢太夫という方が白井新田開発をなさったわけですけれども、やっぱり横堰ということ考えますときに、あの冷たい水を浅い水路を造りながら、ため水しながら、そして温度を上げて農業用に使おうと、稲を作ろうとしてきたやっぱり先人の努力の足跡がしっかりと記されているところですから、それらをやっぱり起源とする水、そして白井水源地から見ればまさにすぐ近く、1.2キロぐらいに採石場あるわけですから、あそこで最大49メートルも掘られたら水源がほとんど変わってくるであろうなという思いをします。ちょうど私が就任した当時でも320メートルってそれは後で決めたのですけれども、それよりも深く大分掘られていました。湧水が湧き出しているということも、その辺県でも確認しているはずで、それら等をやっぱり埋め戻ししてもらいましょうよという中で、320メートルという形まで戻してもらったわけですけれども、あれからどう考えても最深で49メートルも掘るということ自体は、行き過ぎた開発行為以外何物でもないのだと思っています。

遊佐町の健全な水循環を保全する条例以前に、町は平成15年に環境基本条例というものも持っていました。やっぱり環境基本条例にのっとってつくったのが環境審議会、そして遊佐町の健全な水循環を保全する条例に基づいて設置したのが水循環審議会のはずです。それら等やっぱり組み合わせながら、今まで両方とも生きているわけです。その組織をしっかりとやっぱりつなぎ合わせて、縦軸、横軸、そういう町民の思い、願いしっかりと具現化するためにやっぱり最大限の努力をしなければならないと思っていますので、町としてできること、だけれども町として反対運動の最先端になって動くということはなかなか行政としては難しいところもあるのだらうと思っています。それらをやっぱり関連団体、農政対とかいろんな形で応援を頂きながら、声をやっぱり大きくつなげていくという形でやっていただければありがたいと思っています。

残余を担当課長に答弁させます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 我々農業者も鳥海山から流れ出た水だけで水を守って農薬を減らして農作物を作ってまいりました。安全な農作物で子供たちに安全なものを食べさせるという精神で作ってまいりました。そのことによりまして、昨年残念ながら亡くなりましたけれども、鈴木康之さんの愛する川魚、イトヨなり絶滅危惧種の川の生物たちが脈々と遊佐町にはわさわさという、その辺は今後遊佐町の財産であろうと思いますので、その辺を守る気持ちが我々行政としても大事になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では次に、2番目にいわゆる河原宿の小屋について、皆様に議長のお許しを得ましてお配りしておりました。これ右上に日付があるとおり、昨年12月7日にいわゆる遭難救助訓練の際、酒田広域消防のいわゆる山岳捜索隊の班長の方から頂いた資料でありまして、左側の表はちょっと見にくいですが、後で見たいと思います。右側の地図ですけれども、いわゆる遭難のポイントと書いてあるこれが右上が鉾立からの登山口で、ちょっと黄色い色がついているのが吹浦口という大平口からの登山口になります。その下のほうになりますと、左側から長坂道、万助道、二ノ滝道という登山道があります。今回話題とな

っております滝の小屋からの登山道というのが右側のほうから登ったところで、このコロナウイルスみたいなマークがいわゆる遭難したポイントになります。滝の小屋の口から登って、ちょうどいろいろ遭難ポイントがマーキングされている辺りに分岐点があります。これが河原宿なのです。右側に行けば小雪溪、大雪溪、そしてあざみ、外輪、左側に行けば月山森、幸治郎沢、千畳ヶ原、そういうふうな位置関係になります。どれを見てもやはり河原宿付近に集中しております。先ほど申し上げたように、ガスにより視界不良になると迷いやすいのがこの付近であります。外輪なり頂上辺りは頂上小屋のほうでベースキャンプが組めるわけですがけれども、一番迷う件数が多いのがやはり滝の小屋から登った河原宿付近というふうになります。その辺を加味した上で皆さんの意識の中にとどめていただきたいと思っておりますけれども、先ほど4年度にはできるかなというお話もございました。ぜひ遅れることのないようお願いをしたいと思っておりますし、その辺のこれからの課題的なもの、これは国定公園の鳥海山の中になりますので、勝手に建てるわけにはならないと思っておりますので、その辺の段取り関係必要かと思っております。その辺企画課長のほうで何か段取り等ございましたらお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

河原宿小屋のいわゆる新たな整備というふうなことでいけば、本当に私自身も強く必要性を認識しているところがございます。先ほど町長答弁で県の動きあるいは町の動きなど答弁いたしましたけれども、なかなか町だけの資金でというふうなことも大変かなというふうに思いますし、当然国なり県なりの支援も必要というふうに考えておりますので、そういった意味での調整、協議が今後詳細について当然必要になってくるというふうに思っておりますので、十分協議をしながら事業実施にこぎつけていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） これからの県との協議の中で、それと国からの環境関係の資金も頂きながらということになろうかと思っておりますので、その辺は遅滞なく行えますようよろしく願いをして、私の一般質問終わります。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

日程第2から日程第27まで、議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件、条例案件16件、事件案件3件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上記議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で令和2年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を述べさせていた

できました。本町においては、極めて厳しい現下の経済情勢等にあつて、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、所要の財源を確保し、住民生活の安全、安心を守るとともに、地方経済を支え、地域活力を回復させていくという基本理念の下、効率的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえまして、令和2年度一般会計予算編成に当たっては、健全財政の確保に留意しつつ、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）に基づく第4期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであり、令和2年度一般会計当初予算の総額は、90億8,600万円で、前年度当初予算比7億400万円、8.4%の増としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税は総額で13億4,906万5,000円となり、前年度対比6.1%の増と見込んでおります。各種交付金につきましては、市町村交付見込み概況及び交付実績を参考に推計し、計上いたしました。地方交付税につきましては、前年度対比7,964万2,000円、2.6%増の30億8,815万7,000円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比7,298万1,000円、14.0%増の5億9,600万3,000円、県支出金につきましては前年度対比2,470万円、3.7%増の6億8,885万4,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金のほか、各基金繰入金などを前年度対比1億2,543万9,000円、19.4%増の7億7,330万8,000円としております。地方債につきましては、前年度対比2億2,330万円、15.6%増の16億5,460万円を計上いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比1億990万9,000円、8.3%の増、一般行政経費では扶助費で前年度対比339万3,000円、0.4%の増、物件費が前年度対比1億4,359万8,000円、12.5%の減、補助費で3,147万2,000円、2.3%の増となった結果、一般行政経費全体では36億8,455万8,000円で前年度対比5,573万4,000円、1.5%の減といたしました。投資的経費では、社会資本整備総合交付金の計上額が減少した一方、新庁舎建設事業の計上額が大幅に増加したことにより、前年度対比4億8,305万8,000円、33.3%増の19億3,207万9,000円といたしました。繰出金は、水道事業会計並びに国保、介護、後期高齢者、下水道の各特別会計に対する繰り出しに対応するため、総額で11億6,242万1,000円を計上し、前年度対比8,176万7,000円、7.6%の増といたしました。

新規事業としては、舞鶴地区若者定住促進事業として5,423万円、史跡等保存活用策定事業として374万円、オリンピック・パラリンピック聖火リレー実行委員会補助金事業として313万円、総合福祉システム導入事業として578万円、6次産業化推進事業費補助金事業で80万円などを計上しています。

そのほか特徴的な事業は、新庁舎建設事業として12億3,410万円、すくすくゆざつ子支援金支給事業として2,744万円、定住促進のための事業として3,700万円、雇用、経済対策として持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設整備支援金交付事業で6,000万円、産業活性化対策負担金700万円をそれぞれ計上しております。また、遊佐高校就学支援事業1,907万円、ジオパーク推進事業1,064万円、ふるさと寄附金事業1億328万円、中山間地域直接支払事業1億29万円、農地に係る多面的機能支払交付金事業1億3,020万円、松くい虫防除対策関係経費として3,210万円、町道維持整備及び新設改良事業1億7,612万円などがあります。さらには、誘致企業に対する支援として産業立地促進資金貸付金1億6,620万円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するため、まちづくり活動支援事業として5,226万円をそれぞれ計上しております。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。令和3年度以降に及び債務が確実な経費として、すくすくゆざっ子支援金、子育て世帯移住奨励金、住宅リフォーム資金利子補給補助金等を計上しております。

以上、令和2年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計等を含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、町財政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

議第7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。近年の少子高齢化の中で被保険者数は減少する一方、保険給付費は増加し、国保財政は恒常的に厳しい状況となっております。引き続き収納率向上に努めると同時に、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる特定健康診査をはじめとする保健事業等の一層の充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。これらを踏まえ、令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算の総額を14億8,200万円とし、前年度当初予算比では300万円、0.2%の減としております。

歳入の主な内容は、保険税で3億1,134万4,000円、県支出金で10億1,129万円、繰入金で1億5,617万6,000円などいたしました。

一方、対する歳出につきましては、総務費で3,717万8,000円、保険給付費で9億9,971万1,000円、保健事業費で2,471万8,000円、国民健康保険事業費納付金で4億1,057万7,000円などとしております。

議第8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算。本案につきましては、改築更新事業費と維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を6億2,300万円とし、対前年度当初対比では1億7,300万円、21.7%の減としております。改築更新事業としては、ストックマネジメント計画策定業務とマンホールポンプ通報装置の更新を予定しております。

歳入の主な内容を申し上げますと、受益者負担金で720万円、下水道使用料及び手数料で1億4,839万円、国庫補助金で2,280万円、一般会計繰入金で4億3,000万円、繰越金で509万6,000円、諸収入で1万4,000円、町債で950万円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費では職員給与関係費と処理場の運転管理費等で1億1,316万9,000円、下水道建設費では職員給与関係費、計画策定業務委託費、更新工事費等で6,342万1,000円、公債費の起債元利償還金で4億4,598万円、予備費で43万円としております。

議第9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算。本案につきましては、農業集落排水事業4処理区の維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を9,300万円とし、対前年度当初予算比では600万円の6.1%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、使用料及び手数料で1,947万円、一般会計繰入金で6,800万円、繰越金で552万円、諸収入で1万円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の総務管理費で3,285万2,000円、公債費の起債元利償還金で5,999万4,000円、予備費で15万4,000円としております。

議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案は、第7期介護保険事業計画の最終年に当たり、これまでの要介護認定者の増加や介護サービスの利用状況、総合事業の実績等を踏まえ、第7期介護

保険事業計画が遂行できるよう、予算編成を行い、提案するものであります。また、引き続き介護予防事業の取組に力を入れることにより、元気な高齢者の増加と介護給付費の抑制を図り、また高齢者が安心して生活できるよう、地域による支え合い体制の構築を進めていきます。そのためには、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護サービス事業所や医療機関との連携を強化し、事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、令和2年度遊佐町介護保険特別会計の予算総額を19億3,300万円とし、前年度当初予算比で1,700万円、0.9%の増としたところであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で3億6,210万円、国庫支出金で4億8,373万9,000円、支払基金交付金で4億9,993万2,000円、県支出金で2億6,720万5,000円、繰入金で3億380万3,000円、繰越金で1,612万2,000円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で4,762万2,000円、保険給付費で18億950万円、地域支援事業費で7,488万5,000円などとしております。

議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けられております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保健事業の計画等であります。

一方、市町村における事務内容については、被保険者の資格や給付に関する各申請等の受付及び保険証の引渡し、また保険料に関しては納入通知の送付及び保険料の徴収であり、徴収した保険料は山形県後期高齢者医療広域連合へ納付してあります。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を1億9,420万円とし、前年度当初予算比では2,320万円、13.6%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で1億2,630万1,000円、繰入金で6,760万円などいたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で130万円、後期高齢者医療広域連合納付金で1億9,260万3,000円などとしております。

議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、水道事業の健全な経営基盤の強化、維持管理経費等の節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的な経営を目指し、予算編成をいたしましたものであります。内容について申し上げますと、上水道管網整備事業としての実施設計を行うほか、各施設、管路の耐震化を進める事業費等を計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしまして、給水戸数と給水人口を4,600戸、1万3,400人とし、年間総給水量を147万立方メートル、1日平均給水量を4,016立方メートルと設定したところであります。また、建設改良事業については、耐震化診断事業等を行うため、3,900万円の事業費を計上したところであります。

次に、収益的収支につきましては、水道事業収益の予定額を4億187万円とし、その主な内容は給水収益で3億4,521万1,000円、消火栓工事負担金の受託工事収益で450万円、消火栓維持管理の負担金で210万円などで、営業収益合計で3億5,254万6,000円とし、営業外収益としては下水道使用料徴収経費負担金で410万円、加入金で80万7,000円等で、営業外収益合計で4,931万4,000円としたものであります。

これに対する水道事業費用の予定額は3億7,646万2,000円とし、主たる費用は営業費用の取水配水給水

費で9,881万7,000円、消火栓工事費用の受託工事費で450万円、職員給与関係、料金賦課収納業務等の総係費で4,950万3,000円、減価償却費で1億8,811万2,000円などで、営業費用合計で3億4,224万2,000円とし、営業外費用では企業債支払利息2,660万7,000円のほか、消費税納付金等合計で3,302万9,000円としたものであります。

次に、資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げた上水道管網整備、管路、施設の耐震化診断を行うため、資本的支出として建設改良費に3,900万円計上し、企業債償還金1億5,450万円を合わせ、資本的支出予定額を1億9,350万円としたところであります。

これに対する財源といたしましては、旧簡易水道事業にて借り入れた企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,640万円が資本的収入予定額となり、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億7,710万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

議第13号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の設定について。本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、町長等の損害賠償責任の一部を免責する額を定める必要があるため、提案するものであります。

議第14号 遊佐町中小企業・小規模企業振興条例の設定について。本案につきましては、中小企業、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、中小企業、小規模企業の持続的な発展を図り、もって地域経済、地域社会の発展及び町民生活の向上を図るため、条例制定をいたし、提案するものであります。

議第15号 遊佐町水難救護所設置条例を廃止する条例の設定について。本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、遊佐町水難救護所設置条例を廃止する必要があるため、提案するものであります。

議第16号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第17号 遊佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条項を整備するため、提案するものであります。

議第18号 遊佐町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条項を整備するため、提案するものであります。

議第19号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する規定を改正するため、提案するものであります。

議第20号 遊佐町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第21号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条項を整備するた

め、提案するものであります。

議第22号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の住居手当の支給要件を改正するため、提案するものであります。

議第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額の規定を新たに整備するため、提案するものであります。

議第24号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第25号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第27号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、公営住宅法及び関係法令の改正に伴い、入居者の費用負担義務等に関する規定を整備するため、提案するものであります。

議第28号 遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方自治法の一部改正が令和2年4月1日から施行されることに伴い、遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

議第30号 財産の無償貸付けについて。本案につきましては、旧北斗アルミ工場の跡地を庄内みどり農協に農業振興施設として無償貸与しておりましたが、貸付期間の5年が満了するので、さらに5年間期間を延長して無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

議第31号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第4期実施計画の策定に伴い、白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

議第32号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について。本案につきましては、酒田市との間において締結した庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書を変更するため、遊佐町議会の議決すべき事項に定める条例第2条第2項の規定により提案するものであります。

以上、当初予算案件7件、条例案件16件、事件案件3件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいます

ようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

初めに、議第13号について、堀総務課長よりお願いいたします。

堀総務課長。

総務課長（堀 修君） それでは、私のほうから議第13号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の設定について説明をさせていただきます。

概要書のほうを御覧いただきたいと思います。初めに、第1条であります。趣旨についてでございますけれども、地方自治法の一部改正により、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めることを規定ということで、これにつきましては株主代表訴訟における役員等の株式会社に対する損害賠償の一部免除を参考にしまして、地方自治法の一部改正により、新しく第243条の2の規定が設けられたものであります。この規定の中で政令で定める基準を参酌して条例で定めることにより、損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができるようになったものでございます。

第2条、損害賠償責任の一部免責ということで、町長等が職務を行うにつき、善意で、かつ重大な過失がないときは、町長等の区分に応じ、控除する額を規定しております。計算の方法は、賠償責任を負う額から基準給与年額にここに書いてあります各号の区分の数字を掛けまして、それを引いた額が賠償責任を免れる額ということになります。この掛ける区分の数字につきましては、1号で町長が6、2号で副町長、教育委員会の教育長、委員、それから選挙管理委員会の委員、監査委員が4、3号で農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者が2、4号で上記2号以外の職員については1ということで規定をしております。

附則ということで、この条例につきましては、令和2年の4月1日から施行ということになります。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、議第14号について、佐藤産業課長よりお願いいたします。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうから議第14号について説明をさせていただきます。

これについては、昨年の11月26日に遊佐町商工会から要望書が提出をされました。内容は4項目ほどありまして、今般の条例制定も含むものでありまして、今後商工関係の国庫補助事業を申請する場合、今回の条例が制定されていることが要件になるということが想定されていることが大前提としてございます。これまで県内では3分の1の市町村が制定済みで、庄内では酒田市のみが制定をしております。町を除く他の市町については、来年度に制定する予定であるということでもあります。

なお、中小企業と小規模企業と分けて行う場合と併せて制定する場合に分かれておりまして、当町の場合については併せた形での制定をするものでございます。

初めに、前文につきましては本条例の趣旨と制定理由について記載をしております。

第1条の目的は、中小企業、小規模企業の振興についての基本理念、町の施策の基本となる事項を定めまして、地域社会の発展、町民生活の向上を目的とするということを記載しております。

第2条の定義については、中小企業、小規模企業、地域経済団体についてを記載しているところであり

ます。

第3条の基本理念として、町、中小企業、小規模企業、地域経済団体、金融機関及び教育機関等が共有する基本理念について規定をしているところであります。

第4条の町の役割としては、施策を総合的に推進することを規定しております。

続いて、第5条であります。中小企業、小規模企業の役割として、自主的な努力を前提として活動推進し、地域活動へ貢献することについてを規定しております。

第6条は、地域経済団体、金融機関及び教育機関の役割として、それぞれの立場で中小企業、小規模企業者の振興へ協力することについてを規定したものであります。

第7条は、町民の理解及び協力として、中小企業、小規模企業の地域社会における役割を理解し、その振興に協力することについてを規定をしているところであります。

第8条は、災害等における事業の継続等の支援として、中小企業、小規模企業へ事業継続等の取組支援を行うことを規定しております。

第9条は、基本的施策として、中小企業、小規模企業への振興施策としての6つの基本的施策を規定しているところであります。

第10条については、施策の推進のために必要な予算を措置することを規定しておりまして、第11条の委任についても本条に定めるもののほか、必要な事項に関して町長が別に定めることについてを規定しているものであります。

附則については、4月1日からの施行ということで記載をしているところでありますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（土門治明君） 次に、日程第28 予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長には佐藤光保議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には佐藤光保議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時27分）